

**第4次  
直島町総合計画  
後期基本計画**

**直島町**



# 目次

序論	1
第1章 第4次直島町総合計画	3
1 総合計画策定の目的	3
2 計画の位置づけと性格	3
3 計画の名称・構成及び計画期間	4
4 計画の推進	6
第2章 直島町のプロフィール	7
1 人口・世帯数	8
2 年齢階層別人口	9
基本構想	11
第1章 直島町の将来像	13
1 直島ビジョン（将来像）	13
2 しまづくりコンセプト	14
3 目標人口	15
第2章 しまづくりの基本目標	16
第3章 しまづくりの施策体系	18
基本計画	19
第1章 きらめき島プラン	21
第1節 自然環境	21
第2節 土地利用・宅地	22
第3節 交通体系	25
第4節 公園・緑化	29
第5節 景観	31
第2章 うるおい島プラン	34
第1節 上水道	34
第2節 下水道	36
第3節 循環型社会	39
第4節 環境衛生	41
第5節 ごみ処理・し尿処理	44
第3章 やすらぎ島プラン	48
第1節 交通安全	48
第2節 防犯	50
第3節 消費者保護	52
第4節 消防	53
第5節 防災	56
第4章 ぬくもり島プラン	60
第1節 健康・医療・保健衛生	60

第2節	子育て支援	64
第3節	高齢者福祉	68
第4節	障害者福祉	70
第5節	生活援護・社会保障	72
第5章	かがやき島プラン	76
第1節	学校教育	76
第2節	生涯学習	80
第3節	生涯スポーツ	83
第4節	芸術・文化	86
第5節	国際交流	88
第6章	にぎわい島プラン	91
第1節	農林業	91
第2節	水産業	93
第3節	商工業	95
第4節	観光	97
第5節	若者定住	99
第7章	はばたき島プラン	102
第1節	広報・広聴	102
第2節	コミュニティ	104
第3節	人権・同和	106
第4節	行財政	108
第5節	広域行政	110
第6節	離島振興・過疎対策	111
資料編		113
◇用語説明		115

## 第4次直島町総合計画

# 序 論



# 第1章

## 第4次直島町総合計画

### 1 総合計画策定の目的

直島町では、長期的・総合的なまちづくりの指針として、これまで3期にわたり「直島町総合計画」を策定してきており、平成14年6月に策定した「第3次直島町総合計画」では、将来像として“瀬戸内海から世界へ 自然と文化と環境の島 明日を拓く 直島町”を掲げ、今日までその実現に向けたまちづくりを進めてきました。

しかしながら、この間、直島町を取り巻く社会・経済情勢は、少子高齢化の進行、国や地方自治体の財政の悪化、高度情報化の進展、環境意識の高まりなど大きく変化し、私たちの生活にも様々な影響を与えています。また、平成23年3月の東日本大震災という未曾有の大災害以降、私たちが安心して暮らすための防災や危機管理への意識も高まっています。

このような状況の中、今日求められているのは、これまでの右肩上がりの経済成長を前提にした行政運営ではなく、町民一人一人が誇りを持って安心して暮らせるようなまちづくりであり、行政運営です。

「第4次直島町総合計画」は、こうした状況の変化と視点に立って、これまでのまちづくりの成果と課題を踏まえ、町のさらなる発展のために、今後めざすべき町の将来像とその実現に向けた考え方・方策を示す新たな指針として策定するものです。

### 2 計画の位置づけと性格

本計画は、直島町におけるまちづくりに関する最上位の計画として位置づけられるものであり、次のような性格を有しています。

- 町の将来像とまちづくりの基本方針を示すとともに、それに基づいた方策について明らかにした長期的・総合的な計画です。
- 町の行財政運営を効率的・計画的に遂行するための指針となるものであり、各種の個別計画・施策の基本となる計画です。
- 町民アンケート調査等により把握された町民の意向や要望を可能な限り反映した計画であり、計画の実現に向けては、国・県に対して必要な施策を要望するとともに、町民・企業の積極的な参加と協力を前提とするものです。

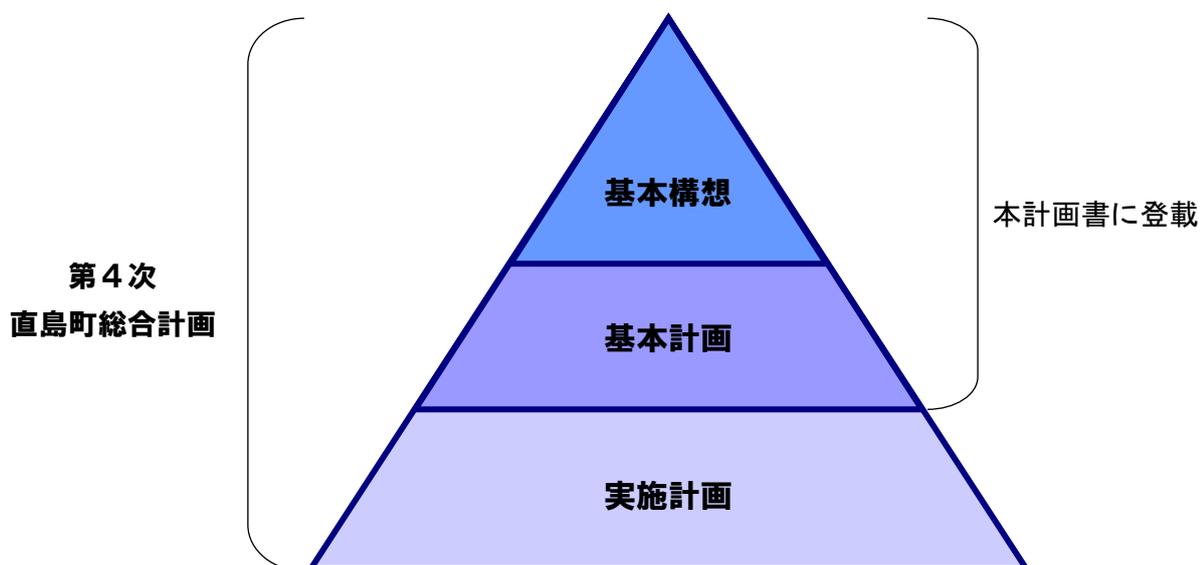
### 3 計画の名称・構成及び計画期間

#### [計画の名称]

本計画の名称は、「第4次直島町総合計画」とします。

#### [計画の構成及び計画期間]

本計画は、“基本構想”“基本計画”及び“実施計画”によって構成されます。



#### 基本構想

まちづくりを総合的かつ計画的に行う指針となるもので、直島町の長期的視点からのめざすべき将来像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。

“基本構想”の計画期間は、平成25年度を初年度とし、直島町が町制70周年を迎える令和6年度を目標年度とする12年間とします。

#### 基本計画

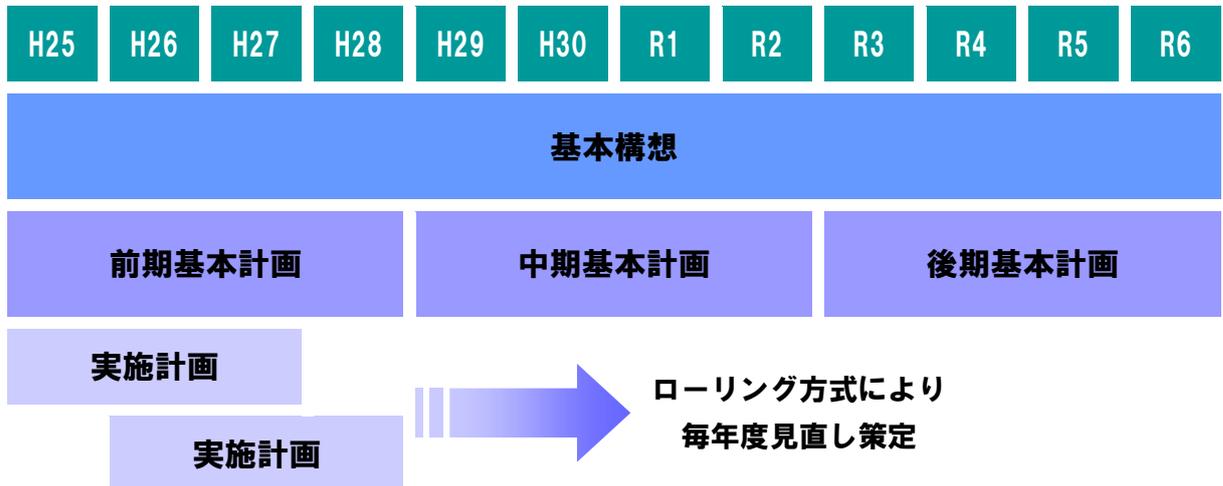
“基本構想”に掲げるめざすべき将来像を実現するため、町が取り組むべき主な施策等について、分野別にその展開の考え方を示すものです。

“基本計画”は、長期的視点に立った“基本構想”の実現を中期的視点から具体化するため、平成25年度から平成28年度までの4年間の計画期間とする“前期基本計画”、平成29年度から令和2年度までを計画期間とする“中期基本計画”及び令和3年度から令和6年度までを計画期間とする“後期基本計画”によるものとします。

## 実施計画

“基本計画”に基づき、財政的な見通しの中で、取り組むべき主要な実施事業を明らかにするものです。

“実施計画”は、向こう3年間の見通したローリング方式により毎年度策定し、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直しを加えつつ、事業の推進を図ります。



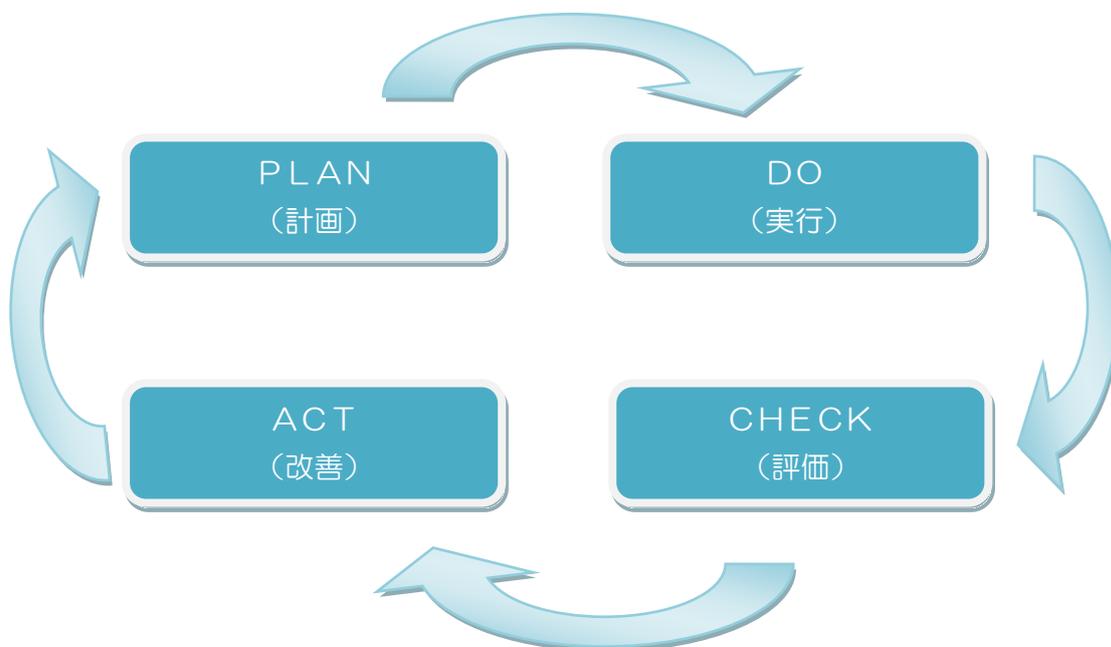
## 4 計画の推進

本計画の実効性を高めるためには、計画を着実に推進するための体制を整え、各取り組みの結果や実施効果などを把握するための「進行管理」を行う必要があります。

### (1) 計画の進行管理

本町における最上位計画であり、まちづくり指針として位置づけられる本計画に基づき展開される各分野における個別施策・事業について、それぞれの進捗状況等を各年度において的確に把握し、各施策・事業の目標を踏まえた達成度・達成状況の評価を行います。

また、評価に基づき、必要に応じ計画の見直しをするなど、PDCAサイクル（PLAN計画⇒DO実行⇒CHECK評価⇒ACT改善の4段階を繰り返すこと）による計画の進行管理に努めます。



### (2) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、計画の進行管理や達成度の検証を行うことが必要です。

そのため、事業について各課で評価を行うとともに、庁内職員で構成されるプロジェクト会議において協議及び推進を図ります。

## 第2章 直島町のプロフィール

本町は、瀬戸内海国立公園区域にあり、高松市の北方約13km、岡山県玉野市の南方約3kmに位置し、直島、井島、牛ヶ首島、屏風島、喜兵衛島、家島、向島など大小27の島々により穏やかな瀬戸内の多島美を形成している群島の町です。このうち有人島は、直島、向島、屏風島の3島となっています（令和2年3月時点）。

### 直島

直島は、群島の中心に位置する面積7.82km<sup>2</sup>、人口3,105人、世帯数1,503世帯（平成27年国勢調査）で、町民のほとんどがここに居住しています。島の北部一帯は、三菱マテリアル(株)直島製錬所を中心とする「産業エリア」、中央部は学校や町役場のある「文教・行政エリア」、また、島の南部は(株)ベネッセホールディングスが整備したベネッセアートサイト直島や地中美術館を中心とする「文化・リゾートエリア」となっています。

人口は平成17年からの10年間に10.7%の減少となっており、特に、より便利な暮らしを求めて転出する若者等の増加により、過疎化が急速に進んでいます。しかしながら、エコタウン事業など環境対応型産業の展開等により、最近では、人口減少にわずかながら歯止めがかかってきている傾向もうかがえます。

### 向島

向島は、直島から東方150mの海上にあり、直島属島の中で最も直島に近く面積0.74km<sup>2</sup>、人口15人、世帯数8世帯（平成27年国勢調査）で、ほとんどの町民が自家用船で直島に渡ってきており、その社会的・経済的・文化的発展は直島本島とほぼ同一基盤にあるといえます。

### 屏風島

屏風島は、直島港北方4.8kmの海上にある面積0.12km<sup>2</sup>、人口19人、世帯数8世帯（平成27年国勢調査）で、向島と同様、ほとんどの町民が自家用船を所有しています。地理的には岡山県玉野市に近接している島です。

気候的には、本町は温暖・小雨の典型的な瀬戸内式気候であり、冬期の積雪はほとんど見られません。

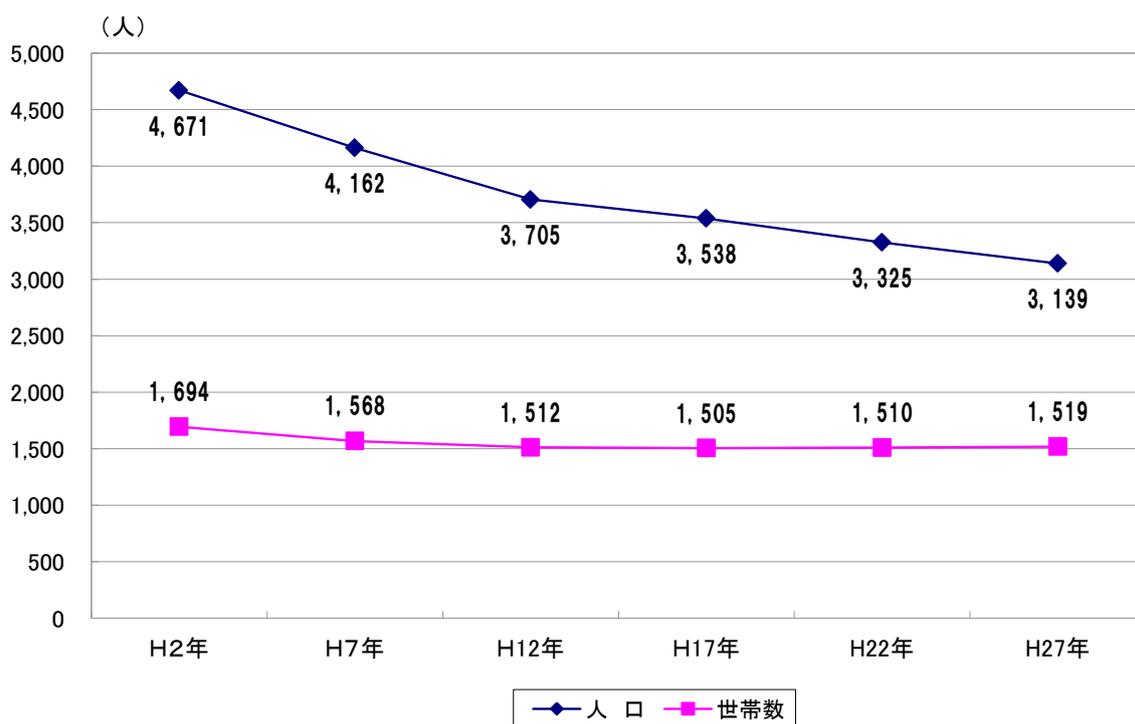


# 1 人口・世帯数

全国的な人口減少社会の中にあつて、本町の人口も減少傾向の中で推移しており、平成2年の4,671人から平成27年には3,139人となっています。

また、世帯数については、平成2年の1,694世帯から平成7年には1,568世帯へと減少、その後は1,500世帯程度で安定的に推移しており、平成27年には1,519世帯となっています。

◆人口・世帯数の推移（資料：国勢調査）

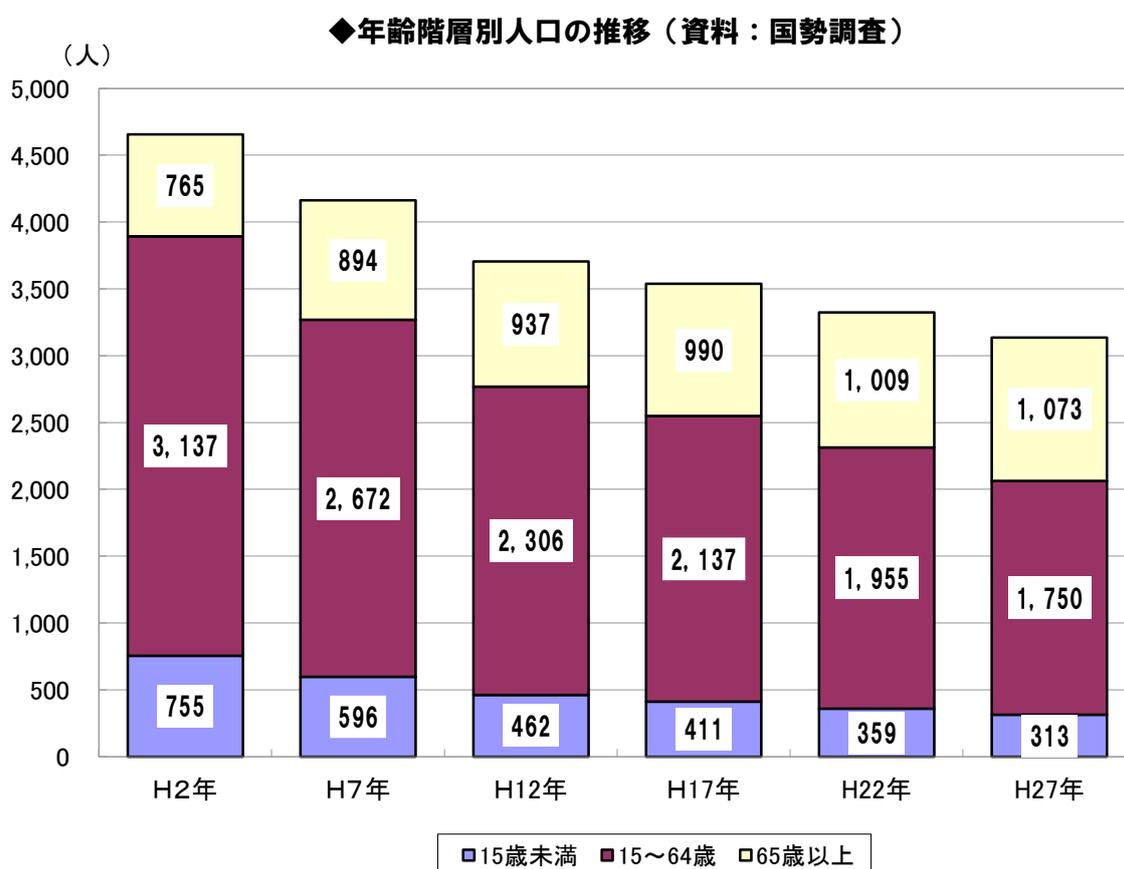


(単位：人、世帯)

	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
人口	4,671	4,162	3,705	3,538	3,325	3,139
世帯数	1,694	1,568	1,512	1,505	1,510	1,519

## 2 年齢階層別人口

年齢階層別人口についてみると、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口はいずれも減少傾向にあり、平成27年でそれぞれ313人（10.0%）、1,750人（55.8%）となる一方で、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、平成27年には1,073人（34.2%）にまで増加しており、少子高齢化が進んでいる状況がうかがえます。



(単位:人)

		H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
年齢階層別人口	15歳未満	755	596	462	411	359	313
	15～64歳	3,137	2,672	2,306	2,137	1,955	1,750
	65歳以上	765	894	937	990	1,009	1,073
	合計	4,671	4,162	3,705	3,538	3,325	3,139
構成比	15歳未満	16.2%	14.3%	12.5%	11.6%	10.8%	10.0%
	15～64歳	67.2%	64.2%	62.2%	60.4%	58.8%	55.8%
	65歳以上	16.4%	21.5%	25.3%	28.0%	30.3%	34.2%

※合計には年齢不詳を含む



第4次直島町総合計画

# 基本構想



# 第1章 直島町の将来像

## 1 直島ビジョン（将来像）

直島町では、これまでの10年あまりにおいて“瀬戸内海から世界へ 自然と文化と環境の島 明日を拓く 直島町”を将来像とするまちづくりを進めてきました。

町民だけではなく、三菱マテリアル(株)直島製錬所やベネッセアートサイト直島など、産業・経済基盤と一体になったこれまでの取り組みを通して、今日の直島町は、瀬戸内海に浮かぶ「環境の島」、そして「アートの島」として、日本国内のみならず、国際的にも広く知られるようになりました。

こうしたまちづくりの成果は、「小さい島を大きく美しく」する取り組みの歴史でもありました。

直島町は、27の小さい島から成る群島です。

瀬戸内海のこの小さい島が、今ではその知名度は国際的であり、世界中から観光客が訪れるスケールの大きな島へと変貌するとともに、教育分野においても、幼保一元化や幼小中一貫教育の推進、ALT（外国語指導助手）による英語教育の強化などにより、子どもたちの将来に向けての可能性を大きく育む島へと成長しています。

また、瀬戸内海の美しい自然環境や27の島が織り成す多島美などの恵まれた自然資源を背景に、循環型社会の構築を視野に入れた先進的な環境事業、「直島建築」とも言われる公共施設の数々、美術館や家プロジェクトなどの取り組みにより、美しい島へと育っています。

今後は、こうした取り組みをさらに進めるとともに、その成果・効果を活かした「実のなる島」へと飛躍させていくためのまちづくり＝しまづくりに取り組みます。

そこで、町制70周年に向けた長期的なビジョンとして、次のような将来像を設定することとします。

# 小さい島を大きく美しく実のなる島へ

これまでのまちづくりの成果を活かしつつ、今後は、本町を成す27の島々の恵まれた自然環境や島の先人たちが築き、培ってきた文化・歴史を次代に継承するとともに、直島に暮らす人も、直島を訪れる人も、その誰もがこの小さな島の素晴らしさを実感できるようなまちづくり＝しまづくりに進めていきたいと考えます。

## 2 しまづくりコンセプト

直島町のこれからのまちづくり＝しまづくりにおいて、様々な取り組みの場面や局面で共通的・全般的に忘れることなく大切にしたい観点があります。

本計画では、こうした観点を「しまづくりコンセプト」と呼びたいと思います。

“小さい島を大きく美しく実のなる島へ”していく上でのしまづくりコンセプトは、次の4つです。



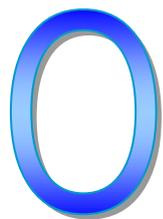
**Nature ネイチャー＝自然・自然景観**

瀬戸内海・緑・風。直島を取り巻く自然環境を、  
かけがえのない財産として守り育てるしまづくりに挑みます



**Amenity アメニティ＝快適性**

環境・交通・暮らし。瀬戸内の小さな島の暮らしを、  
もっと心地よく、快適にするためのしまづくりに挑みます



**Originality オリジナリティ＝らしさ・独自性**

自然・風土・伝統・文化。直島らしさを大切にし、  
世界にここだけの新しいしまづくりに挑みます



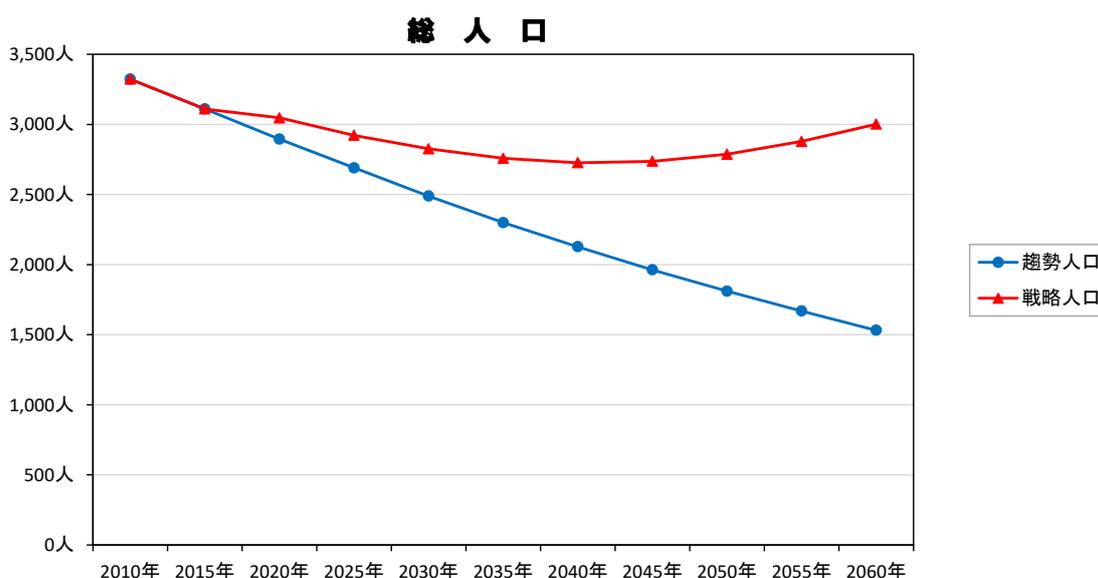
**Safety セーフティ＝安心・安全性**

防災・防犯・福祉。住み慣れたこの島で、  
家族や仲間といつまでも安心・安全に  
暮らせるためのしまづくりに挑みます

### 3 目標人口

全国的な人口減少時代にあって、本町の人口も減少傾向で推移していくことが予測され、平成 27 年度に検討された「直島町人口ビジョン」では、令和 6 年度には約 2,700 人程度にまで減少するものと想定されます。

少子高齢化、転出超過といった本町の人口問題に対して、本計画による様々な取り組みを通じ長期的視点から取り組むことにより、2060 年において 3,000 人程度の人口規模をめざします。



(単位: 人)

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
趨勢人口	3,323	3,111	2,895	2,690	2,489	2,300	2,128	1,963	1,811	1,669	1,532
戦略人口	3,323	3,111	3,047	2,922	2,826	2,758	2,727	2,737	2,787	2,879	3,002
戦略効果 (戦略人口 - 趨勢人口)			152	232	337	458	599	774	976	1,210	1,470

(資料: 直島町人口ビジョン)

## 第2章 しまづくりの基本目標

町の将来像を実現するための柱として、4つの基本目標を設定します。

快適で美しいしまづくり

安心して暮らせるしまづくり

**小さい島を大きく美しく実のなる島へ**

人と活力を育むしまづくり

未来につながるしまづくり

### 快適で美しいしまづくり

#### [自然・生活基盤分野]

全国に先駆けて国立公園に指定された瀬戸内海に浮かぶ小島として、その恵まれた自然環境を大切に保全するとともに、町民の足として欠かすことのできない海上交通の利便性向上を図るなど、より多くの人に直島の自然環境・景観に親んでもらえるようなしまづくりに取り組みます。

#### [生活環境分野]

今後も安全で安定した上水道や衛生的な生活環境の確保に努めるとともに、廃棄物の再資源化の推進による循環型社会を先導するなど、町民が快適に暮らせるしまづくりに取り組みます。

## 安心して暮らせるしまづくり

### [安全分野]

地震等の災害に備えた体制・しくみの充実を図るなど、災害に強いしまづくりに取り組みます。

### [健康・福祉分野]

健康づくりや子育て支援、高齢者福祉などの充実により、住み慣れた地域社会の中で誰もが安心して暮らせるしまづくりに取り組みます。

## 人と活力を育むしまづくり

### [教育・文化分野]

学校教育の充実により、次代を担う心豊かでたくましい青少年の育成を図るとともに、地域の伝統芸能・文化や身近な芸術作品等への理解を深めるなど、郷土としての誇りを持つてるしまづくりに取り組みます。

### [産業・活力分野]

基幹産業である製錬業については、循環型社会の構築に向けた取り組みとの調和に努めながら、一層の振興を図っていきます。

また、“アートの島”としての全国的・国際的な知名度を背景に、地域産業である漁業や観光産業の連携・展開を図るとともに、若者の定住促進を進め、賑わいと活力のあるしまづくりに取り組みます。

## 未来につながるしまづくり

### [行財政運営分野]

人権・同和対策及び教育の推進、男女共同参画社会の構築や町民・行政の協働のしくみづくりなどを進めるとともに、計画的・効率的な行財政運営により、直島町として自立性が高く未来につながるしまづくりに取り組みます。

# 第3章 しまづくりの施策体系

4つの基本目標に基づくしまづくりの施策体系は次のとおりです。

直島町の将来像		
小さい島を大きく美しく実のなる島へ		
4つの基本目標	7つの島プラン	個別分野
快適で美しいしまづくり	きらめき島プラン	自然・生活基盤分野
	うるおい島プラン	生活環境分野
安心して暮らせるしまづくり	やすらぎ島プラン	安全分野
	ぬくもり島プラン	健康・福祉分野
人と活力を育むしまづくり	かがやき島プラン	教育・文化分野
	にぎわい島プラン	産業・活力分野
未来につながるしまづくり	はばたき島プラン	行財政運営分野

第4次直島町総合計画

# 基本計画

－快適で美しいしまづくり－

# 第1章 きらめき島プラン

（自然・生活基盤分野）

第1節 自然環境

第2節 土地利用・宅地

第3節 交通体系

第4節 公園・緑化

第5節 景 観

## 第1節 自然環境

### 基本目標

- ◆本町の恵まれた自然を活かした住みよいまちづくりをめざします。
- ◆適切な指導・意識啓発により自然環境を保全するとともに、その利用の促進を図ります。

### 計画の柱

---

- 自然の保護と開発の調和
- 自然環境の健全な利用
- 自然環境保全の意識啓発の推進

### 計画内容

---

#### 1. 自然の保護と開発の調和

- 森林法・自然公園法等法令に基づく指導・助言を適切に行うことにより、乱開発等を未然に防止するなど、自然環境の保全を図ります。

#### 2. 自然環境の健全な利用

- 国立公園の指定を受けている地域においては、自然環境を活かした取り組みを行うため、国・県と連携し、自然環境の健全な利用を促進します。

#### 3. 自然環境保全の意識啓発の推進

- 自然の保護について、すべての町民が自然に親しみ、愛護する意識が持てるよう意識啓発に努めます。

## 第2節 土地利用・宅地

### 基本目標

#### [土地利用]

- ◆直島町は離島であることから、土地は限られた貴重な資源であるため、乱開発や無秩序な土地利用がないよう、町全体の住みやすさや恵まれた自然環境との調和などを考えた適正な利用を進めます。
- また、自分勝手な土地利用は、周辺の人々の生活や周辺の自然環境にも影響を及ぼすため、町民の方々の快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを推進します。

#### [宅地・住宅]

- ◆過疎化進行に歯止めをかけるために、今後も町内の宅地需要を的確に捉えつつ、宅地の供給により町内定住化の促進を図ります。
- ◆既存住宅の有効活用を図るとともに、町内需要を見極めつつ、新規住宅の建設も視野に入れながら住宅の供給を展開していきます。

### 計画の柱

---

[土地利用] ●土地利用の推進

[宅地・住宅] ●宅地の供給  
●住宅の供給  
●空き家対策の推進

# 計画内容

---

## [土地利用]

### 1. 土地利用の推進

#### ○適正な土地利用の推進

「国土利用計画法」に基づき、一定面積以上の大規模な土地の取引をしたときは、届出をしてもらい、土地取引という早期の段階から適正な土地利用をお願いすることにより、快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを推進します。

また、「直島町土地開発事業の調整に関する条例」においては、開発前に事前に協議をってもらう事で、町として事業者に対し適切な指導や助言をし、適正な土地利用を図る事ができます。

#### ○貴重な史跡・名勝等の保護・保全と優れた自然の活用

貴重な史跡・名勝等歴史的・文化的にも優れた資源を有する地域については、保護・保全に努めます。また、瀬戸内海国立公園地域に指定されている優れた自然景観を有している地域については、国からの指導を受けながら、町としては土地所有者に対し適切な助言等を行い優れた自然の活用を図っていきます。

#### ○土地利用の調整

産業・文教・観光のエリア及び集落のあるエリアについて、それぞれのエリアのバランスを考えながら、周辺の土地利用の調整に努めます。

## [宅地・住宅]

### 2. 宅地の供給

○宅地造成事業については、「直島町住宅施策総合計画」に基づき、平成 29 年度において、候補地の選定など事業計画を策定し、候補地における地元住民等の動向を踏まえ、平成 30 年度に宅地造成を行い、平成 31 年度から分譲を開始し、宅地の供給を図っていきます。

### 3. 住宅の供給

○既存の公営住宅等の維持管理等については「公営住宅等長寿命化計画」及び「直島町住宅施策総合計画」に基づき、維持補修や改善、建替え等を計画的に推進します。なお、建替えにあたっては、バリアフリーなど高齢者等に配慮した整備を視野に入れて検討します。また、新規の公営住宅等については、「直島町住宅施策総合計画」に基づき、主に若者向けの移住・定住用住宅について、町内の需給バランスの動向をみながら、その是非について検討していきます。

#### 【主な事業】

- ・町営住宅改修事業
- ・町営住宅整備事業

### 4. 空き家対策の推進

○町内に点在する空き家について、空き家・空き地バンク制度や空き家改修等補助制度について、広報紙や直島カラースなどのホームページ等で周知を行い、物件情報の充実、所有者・利用者とのマッチング等を行い空き家の有効活用に努めます。

#### 【主な事業】

- ・地域おこし協力隊
- ・空き家改修等補助事業

## 目標指数

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
空き家改修補助件数	件	元	4	5

## 主な関連計画

- ◇直島町公営住宅等長寿命化計画【平成26～令和5年度】
- ◇直島町住宅施策総合計画【平成29～令和8年度】
- ◇直島町空き家・空き地対策マスタープラン【令和2年度～】

## 第3節 交通体系

### 基本目標

#### [道路]

- ◆大型車両の交通量の増加に対応し、また公共等各施設へのアクセス、通勤・通学に係る道路について整備を推進します。
- ◆自転車利用者の増加に伴い、自動車・自転車・歩行者それぞれが安心・安全に通行できるように対策を講じます。
- ◆本町のまち並に調和する道路整備を図り、町民が安全でゆとりある生活が営めるまちづくりをめざします。

#### [陸上交通]

- ◆町民及び島外からの来訪者の利便性を高めるため、町営バスによる公共交通機関の整備を図り、運行サービスの充実を図ります。

#### [港湾]

- ◆海上輸送基地等、地域の特性・実情に即した環境・美化や整備拡充を図り、港湾機能の維持改善を行います。

#### [海上交通]

- ◆町民、島外からの来訪者及び企業の資材等輸送の利便性や安全性を高めるため、船・バスなどの公共輸送と連動する交通体系を確立します。

### 計画の柱

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| [道路]   | ●県道の整備<br>●町道の整備           |
| [陸上交通] | ●運行サービスの充実                 |
| [港湾]   | ●県管理港湾の整備拡充<br>●町管理港湾の整備改良 |
| [海上交通] | ●安全性の確保<br>●輸送サービスの充実      |

# 計画内容

---

## [道 路]

### 1. 県道の整備

- 本村地区の交通安全対策として、歩道の拡幅を行います。
- 南部循環道で観光客等通行量が多い箇所の交通安全対策として、拡幅改良を行います。

#### 【主な事業】

- ・道路橋梁整備費負担金

### 2. 町道の整備

- 通勤・通学上の安全を確保するため改良を行います。
- 道路ストック総点検の調査結果に基づき、舗装補修を行います。
- 通行上危険とみなされる道路について、拡幅改良・維持補修・防護柵の設置等を行います。
- 道路通行上支障となる草・木などについて、地権者の同意・協力を得て伐採等を行います。
- 道路パトロールを強化することにより、不法占用の防止や放置物件等の排除に努めるなど交通安全の確保を図ります。

#### 【主な事業】

- ・町道整備
- ・危険箇所調査箇所工事
- ・町道舗装・改良工事
- ・道路維持管理業務
- ・道路台帳補正業務
- ・町道各所補修

## **[陸上交通]**

### **3. 運行サービスの充実**

○町民や島外からの来訪者等の利用促進と利便性の向上による相乗効果を図りながら、本町に適応した町営バスの運行を推進します。

#### **【主な事業】**

- ・町営バス運行事業

## **[港 湾]**

### **4. 県管理港湾の整備拡充**

○県管理港湾である直島港・宮浦港については、今後も県との連携を密にして整備拡充の継続を図り、港湾機能並びに環境・美化の維持改善を行います。

#### **【主な事業】**

- ・港湾県営事業負担金

### **5. 町管理港湾の整備改良**

○町管理港湾については、地域住民等の要望・意見を踏まえ整備・改良を継続的にを行います。

#### **【主な事業】**

- ・港湾施設各所補修
- ・港湾施設各所整備
- ・宮浦港地震津波対策工事
- ・海の駅大規模改修工事
- ・港湾施設パトロール事業
- ・イルミネーション事業

## [海上交通]

### 6. 安全性の確保

○交通バリアフリー法に基づく船内整備、港湾施設の安全対策や障がい者等に対応した設備になるよう関係機関に対し要請します。

### 7. 輸送サービスの充実

○船内に快適さを備えるなどソフト面での充実、航行便数の増便、スピードアップ化、運賃の引き下げなどを関係機関に対し要請します。

## 目標指標

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
マイクロバス利用者	人	元	383,419	400,000
町民専用小型バス利用者	人	元	4,932	5,000
高潮対策事業の実施（町管理施設）	m	元	279.5	423.5



## 第4節 公園・緑化

### 基本目標

- ◆町民の憩いの場と避難場所を兼ねたポケットパークの建設など公園の整備を推進します。
- ◆町民総参加による緑あふれるまちづくりを進めます。

### 計画の柱

- 緑の保全と活用（まもろう島の緑）
- 新しい緑の創出とネットワークの形成（つくろう身近な緑）
- パートナーシップによる緑の島づくり（ひろげよう緑の輪）

### 計画内容

#### 1. 緑の保全と活用（まもろう島の緑）

- 海から見える山並みや集落周辺の山林等森林の保全を図るとともに、森林法・自然公園法等の活用と開発調整を行います。
- 国立公園における自然の保全や活用、塩田跡地の緑化等海辺の緑の保全と活用を図ります。
- 集落（まち）内の緑の保全や農地の保全等身近な緑の保全を図ります。

#### 2. 新しい緑の創出とネットワークの形成（つくろう身近な緑）

- 土地所有者及び町民の協力のもとに、現在ある公園の充実を図ります。
- 幹線道路や既存道路の緑化を推進します。
- 学校、庁舎、町営住宅、浄化センター、港（島の玄関）等公共施設の緑化を推進します。

### 3. パートナースhipによる緑の島づくり（ひろげよう緑の輪）

- 住宅地、事業所、工場敷地、遊休農地等民有地・企業地の緑化を推進します。各施設において、周囲の景観にふさわしい植栽等を行います。
- 緑化推進の普及・啓発を行うため、各種パンフレット等の発行、各種イベントの開催、顕彰制度の設置を図ります。
- 緑の維持管理体制の充実、緑化に係る町民ボランティアの育成と支援、町民と協働の緑づくり等緑化推進体制づくりに努めます。

#### 【主な事業】

- ・森林整備事業
- ・公園整備事業

## 目標指標

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
緑の保全（遊休農地に花の植栽）	m <sup>2</sup> /年	元	0	200

## 第5節 景 観

### 基本目標

- ◆本町のすばらしい自然的・歴史的資源を総合的・計画的に保護・育成するため、その指針となる「まちづくり景観条例」等に基づき、美しい景観や特色のある景観の保全・創出に努めます。

### 計画の柱

- まちづくり景観基金の適正活用
- 直島町まちづくり景観条例に基づくまちづくり活動補助金
- 風景とまち並み景観整備基準
- 休耕田の美化・活用
- 枯松対策と山林の美化
- 快適な生活環境づくりの推進

### 計画内容

#### 1. まちづくり景観基金の適正活用

- 町民の理解と協力を得ながら、まちづくり景観整備に係る戦略的な基金の運用枠を確保し、運用計画を作成して、迅速・円滑・柔軟な基金運用ができる「まちづくり景観基金」を適正に活用します。

【主な事業】

- ・まちづくり景観整備事業

#### 2. 直島町まちづくり景観条例に基づくまちづくり活動補助金

- 「直島町まちづくり景観条例」に基づき景観重点地区内において、まちづくり景観活動を積極的に取り組む方に技術的・財政的に予算の範囲内で支援していくことで周辺の景観との調和が図られ景観の向上に繋がっていきます。

### **3. 風景とまち並み景観整備基準**

- 「直島町まちづくり景観条例」に基づく「風景とまち並み景観整備基準」において、重点地区内で建築物・工作物等を新築・増築・改修等する場合に事前に届出をしてもらう事で、景観の維持・保全を図っていきます。

### **4. 休耕田の美化・活用**

- 農業委員会等の協力のもと、町内各地に散在している休耕田を美化・活用するため、町土管理等の施策を推進します。

### **5. 枯松対策と山林の美化**

- 山林の景観を保護するため、枯松の伐倒事業等を積極的に推進するとともに、健康な松を守るため、樹幹注入を実施します。

### **6. 快適な生活環境づくりの推進**

- 町民総参加の快適な生活環境づくりを推進するため、町民の景観保護意識の高揚を図るとともに、町民主体の美化対策を推進します。

ー快適で美しいしまづくりー

## 第2章 うるおい島プラン

(生活環境分野)

第1節 上水道

第2節 下水道

第3節 循環型社会

第4節 環境衛生

第5節 ごみ処理・し尿処理

# 第1節 上水道

## 基本目標

- ◆産業の発展に伴う水需要の増加に対処するため、玉野市との連携を密にし、安定した給水の確保や施設の改良・整備を図ります。
- ◆水質の保全を図るため、主要な送水・配水施設の適切な維持管理、浄水施設の更新を行います。

## 計画の柱

- 改良工事の推進
- 水源の確保
- 水質の保全
- 玉野市との連携強化

## 計画内容

### 1. 改良工事の推進

○安定した水の供給を図るため、島内における主要な送水・配水施設の適切な維持管理、浄水施設等の更新を行います。

#### 【主な事業】

- ・量水器取替委託事業
- ・配水管改良事業
- ・海底送水管電気防蝕点検委託事業
- ・上下水道料金及び企業会計システムリース事業

## 2. 水源の確保

○直島ダム・広木池の有効活用とその維持管理を図り、水源の確保に努めます。

## 3. 水質の保全

- 老朽管を耐震管へ計画的に布設替えを行います。
- 定期的な水質検査を実施し、水質の保全に努めます。
- 配水池の清掃と整備を計画的に実施し、水質の保全に努めます。
- 浄水場の運転管理・施設管理を適正に行い、水質の保全に努めます。

## 4. 玉野市との連携強化

○玉野市との連携をより強化し、水量の確保に努めます。

## 目標指標

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
有収率	%	元	96.50	96.94

## 主な関連計画

◇直島町水道施設整備基本計画【平成21年度～】

## 第2節 下水道

### 基本目標

#### [公共下水道]

- ◆公共下水道の適切な維持管理によって、町民の衛生的で快適な生活環境の維持を図ります。
- ◆公共用水域の水質保全を図ります。

#### [公共下排水路]

- ◆公共下水道の整備とともに、浸水防止等のため施設の整備や拡充を行い、地域の生活環境の向上を図ります。

### 計画の柱

#### [公共下水道]

- 公共下水道の維持管理の充実
- 浄化センターの維持管理体制の強化
- 処理水、汚泥の循環利用
- 水洗化の促進
- 公営企業会計への移行

#### [公共下排水路]

- 公共下排水路の改良・拡充
- 浸水の防止対策

### 計画内容

#### [公共下水道]

##### 1. 公共下水道の維持管理の充実

- 老朽化施設や設備の計画的な更新など安全・安心な公共下水道の維持管理を継続し、町民の衛生的で快適な生活環境の維持に努めます。

#### 【主な事業】

- ・特定環境保全公共下水道事業

## 2. 浄化センターの維持管理体制の強化

○浄化センターの維持管理体制を強化し、安全な施設運営と良質な処理水の放流に努めます。

### 【主な事業】

- ・浄化センター運転管理等業務委託事業

## 3. 処理水、汚泥の循環利用

○処理水、汚泥などの下水処理によって発生する資源の循環利用に努めます。

### 【主な事業】

- ・浄化センター下水汚泥処理委託事業

## 4. 水洗化の促進

○公共下水道供用開始地区における未接続世帯の解消に努め、水洗化の促進を図ります。

○公共下水道整備区域以外の区域は、合併処理浄化槽の整備を推進します。

### 【主な事業】

- ・浄化槽設置整備補助事業

## 5. 公営企業会計への移行

○恒久的財産である下水道施設をこれからも適切に維持するため、公営企業会計へ移行します。

### 【主な事業】

- ・特定環境保全公共下水道事業

### 【公共下排水路】

## 6. 公共下排水路の改良・拡充

○総合的に公共下排水路の改良・拡充を行い、生活環境の改善を図ります。

### 【主な事業】

- ・地区下排水路整備事業
- ・横防地区水路改良事業
- ・特定環境保全公共下水道事業（文教・納言様地区雨水管渠改良）

## 7. 浸水の防止対策

○浸水等災害を防止するため、排水ポンプ場の整備を検討し、維持管理体制を強化します。

### 【主な事業】

- ・特定環境保全公共下水道事業（宮ノ浦雨水ポンプ場整備事業）

## 目標指標

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
供用開始地区における下水道未接続世帯	件	元	53	40

## 主な関連計画

- ◇直島町特定環境保全公共下水道事業計画【平成28～令和4年度】
- ◇直島町特定環境保全公共下水道ストックマネジメント計画【令和2～6年度】
- ◇循環型社会形成推進地域計画【令和2～6年度】



## 第3節 循環型社会

### 基本目標

- ◆町民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化とリサイクルを強力に推進します。
- ◆「エコアイランドなおしまプラン」ソフト事業を推進します。

### 計画の柱

- ごみの減量化とリサイクルの推進
- 環境啓発活動の推進
- 「エコアイランドなおしまプラン」ソフト事業の推進

### 計画内容

#### 1. ごみの減量化とリサイクルの推進

- 容器包装リサイクル法の完全施行に伴う分別排出・収集の徹底を図ります。
- 町民に対するごみの発生抑制・リサイクル等への意識啓発を行います。
- 生ごみ処理機器の普及及び利用促進を図ります。

##### 【主な事業】

- ・生ごみ処理機器等設置補助事業
- ・資源ごみ再商品化事業

#### 2. 環境啓発活動の推進

- 省資源、省エネルギー、グリーン購入など身近なところから環境に配慮した事業活動（エコオフィス）を普及・推進します。
- 自転車通勤やマイバック運動など、地球環境にやさしい生活行動の推進を図ります。
- 学校・地域団体と連携して、環境教育・環境学習を推進します。

### 3. 「エコアイランドなおしまプラン」ソフト事業の推進

- 香川県と協力して「エコアイランドなおしまプラン」ソフト事業を推進します。
- 太陽光発電など、再生可能な新エネルギーの導入を推進します。

#### 【主な事業】

- ・住宅用太陽光発電システム設置補助事業
- ・エコアイランド補助事業

## 目標指標

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
資源化率	%	元	16.86	17.21

## 第4節 環境衛生

### 基本目標

#### [環境衛生]

- ◆地域環境衛生の向上を図ります。
- ◆地球環境保全の推進を図ります。
- ◆墓地の整備を推進します。
- ◆生活環境施設の整備・拡充を図ります。

#### [公害]

- ◆公害を未然に防止するとともに、発生源に対して監視・規制・指導等を強化するなどの環境保全対策を推進します。

### 計画の柱

#### [環境衛生]

- 環境保全の推進
- 墓地・火葬場等の整備・維持管理

#### [公害]

- 規制や基準の監視体制等の強化
- 公害防止意識の高揚
- 公害監視・指導體制の充実
- 県環境管理課及び環境保健研究センターとの連携強化

### 計画内容

#### [環境衛生]

#### 1. 環境保全の推進

- 快適な環境づくりを推進するため、町民参加や事業者の協力体制の確立を図ります。
- 地球温暖化対策実行計画に基づいた事業活動を推進し、また、フロン類の適正処理などを図ります。

#### 【主な事業】

- ・海岸漂着物回収抑制委託事業

## 2. 墓地・火葬場等の整備・維持管理

- 墓地の整理統合などの整備を推進します。
- 火葬場の効率的な施設整備及び適切な保持に努めます。
- 葬儀用具の計画的な整備と葬祭事業全体の体制について検討します。

### 【主な事業】

- ・墓地整備事業
- ・火葬場整備事業
- ・火葬場管理業務委託事業

## [公 害]

### 3. 規制や基準の監視体制等の強化

- 法令及び協定に基づく規制や基準の監視体制の強化を図ります。

### 4. 公害防止意識の高揚

- 公害防止のため、法令・県条例による規制値の厳守を指導するとともに、公害防止に関する町民意識の高揚を図ります。

### 5. 公害監視・指導体制の充実

- 公害に関する監視・指導体制の充実、公害測定器等の維持管理に努めます。

### 【主な事業】

- ・ダイオキシン類等測定業務委託事業

### 6. 県環境管理課及び環境保健研究センターとの連携強化

- 県環境管理課及び環境保健研究センターとの連携により、情報の伝達体制等を強化します。

### 【主な事業】

- ・大気汚染監視自動測定器管理委託事業

## 目標指標

指 標	単位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
町の事業による温室効果ガスの総排出量	t-CO2	元	130.8	138.4 以下

## 主な関連計画

◇直島町地球温暖化対策実行計画【平成30～令和4年度】

## 第5節 ごみ処理・し尿処理

### 基本目標

#### [ごみ処理]

- ◆ごみの減量化と効率的な分別収集を推進し、ごみの適切な処理を行います。
- ◆ごみ問題について地域団体等との連携を強化し、環境意識の高揚を図るとともに地域ぐるみで清潔で衛生的な環境づくりをめざします。

#### [し尿処理]

- ◆収集体制を適宜見直しながら、し尿受入施設でし尿及び浄化槽汚泥を適切に処理します。

### 計画の柱

---

- [ごみ処理] ●ごみ減量化の意識高揚
- ごみ処理施設の維持補修
- [し尿処理] ●収集世帯の減少に応じた収集体制の見直し
- し尿受入施設の維持補修

### 計画内容

---

#### [ごみ処理]

##### 1. ごみ減量化の意識高揚

- ごみの出し方や不法投棄防止等のマナー向上についての意識の高揚を図ります。

## 2. ごみ処理施設の維持補修

○クリーンセンター(焼却施設・資源化施設・ストックヤード)の維持補修を行いながら、維持管理体制を確立します。

### 【主な事業】

- ・資源化施設管理業務委託事業
- ・資源化施設設備保守点検委託事業
- ・資源化施設設備補修事業
- ・焼却施設管理業務委託事業
- ・焼却施設設備補修事業
- ・焼却施設各種測定業務委託事業
- ・一般廃棄物最終処分場整備事業

### 【し尿処理】

## 3. 収集世帯の減少に応じた収集体制の見直し

○公共下水道供用開始地区については水洗化の促進に努め、また公共下水道整備区域外の地区については、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併浄化槽の設置を推進し、収集世帯の減少に応じたし尿収集体制の見直しを行いながら、町民サービスの維持に努めます。

## 4. し尿受入施設の維持補修

○し尿受入施設の維持補修を行います。

### 【主な事業】

- ・ごみ・し尿収集業務委託事業
- ・し尿受入施設管理業務委託事業

## 目標指標

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
ごみ総排出量	t / 年	元	1,785	1,569
し尿・浄化槽汚泥処理量	k l	元	491	477

## 主な関連計画

◇直島町一般廃棄物処理基本計画【平成30～令和8年度】

◇直島町分別収集計画【令和2～6年度】



－安心して暮らせるしまづくり－

## 第3章 やすらぎ島プラン

(安全分野)

第1節 交通安全

第2節 防 犯

第3節 消費者保護

第4節 消 防

第5節 防 災

# 第1節 交通安全

## 基本目標

◆交通安全施設の定期的な点検を行い、施設整備、交通規制、交通安全教育・運動等を充実し、関係機関との協力体制のもと総合的な交通安全対策を推進します。

## 計画の柱

- 交通安全施設の整備
- 交通規制の適正化
- 交通安全教育の徹底
- 交通安全運動の推進
- 広報活動の展開
- 交通事故被害者支援の充実

## 計画内容

### 1. 交通安全施設の整備

○歩道・横断歩道・自転車専用通行帯（自転車レーン）・防護柵・区画線・カーブミラーなどの交通安全施設の整備に努めます。

【主な事業】

- ・カーブミラー設置工事

### 2. 交通規制の適正化

○特に危険性の高い場所については、道路標識や信号などの交通規制の必要性について関係機関と協議し、適正化を図ります。

### 3. 交通安全教育の徹底

○交通事故の被害者は、子ども・高齢者等いわゆる交通弱者が多いため、認定こども園・学校・老人クラブなどに対する交通安全教育を関係機関の協力を得ながら推進します。  
また、車輛を運転する者に対して安全教育の徹底を図り、交通モラルの高揚に努めます。

#### 4. 交通安全運動の推進

○町が主体となって交通安全運動を展開し、交通安全意識の高揚、交通マナーの向上により、違法駐車防止、シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの着用の徹底、飲酒運転の追放に努めます。

**【主な事業】**

・チャイルドシート推進助成事業

#### 5. 広報活動の展開

○交通安全に関する広報活動については、町広報紙や行政情報通信サービス等の活用をはじめ、関係機関等との連携を図り、家庭・職場・学校等を通じて展開します。

#### 6. 交通事故被害者支援の充実

○交通事故被害者等を救済するため、香川県交通事故相談所やその他相談センター等を活用できるよう広報紙等により周知徹底を図り、社会保障制度や援護措置を利用できるよう努めます。

### 目標指標

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年		令和6年
交通死亡事故0の日数	日	元	7,108	8,935
交通事故発生件数	件	元	3	0

## 第2節 防 犯

### 基本目標

◆防犯活動の展開により、防犯意識の高揚を図り、犯罪のないまちづくりを進めます。

### 計画の柱

- 防犯活動の強化
- 防犯意識の高揚
- 防犯連絡網の整備
- パトロール等の強化と防犯灯の適正配置

### 計画内容

#### 1. 防犯活動の強化

○防犯に関して地域活動の強化・活性化を図ります。

#### 2. 防犯意識の高揚

○家庭・学校・職場・地域を通じて防犯広報・戸締点検・門灯の点灯推進等の広報活動を展開し、町ぐるみで防犯意識の高揚を図ります。

【主な事業】

・防犯協会補助事業

#### 3. 防犯連絡網の整備

○駐在所・地域安全推進員・こどもSOS等との防犯連絡体制の強化を図ります。

#### 4. パトロール等の強化と防犯灯の適正配置

○地域における犯罪を未然に防止するため、青色回転灯を装備した自動車等によるパトロール等の強化と、防犯灯の適正配置等の促進を図ります。

【主な事業】

- ・防犯灯整備・更新事業



## 第3節 消費者保護

### 基本目標

- ◆消費者が、良質廉価な商品を正しく選択できるよう、消費者生活に関する商品知識の普及や情報の提供等消費者啓発を推進します。

### 計画の柱

- 商品などの安全性の確保
- 消費生活相談体制の充実
- 消費者啓発・教育の充実

### 計画内容

#### 1. 商品などの安全性の確保

- 事業主に対し、商品等の安全性の確保に努めるよう指導するとともに、関係法令に基づく監視の徹底を関係機関に要望します。

#### 2. 消費生活相談体制の充実

- 消費生活相談窓口等の相談体制の充実により、地域の消費者被害防止対応に努めます。

#### 3. 消費者啓発・教育の充実

- 取引形態の複雑化、クレジット契約の急増等、経済社会の変化に対応した消費者教育を推進します。特に、商品・サービスの変化に対応しきれない高齢者や主婦等を対象とした啓発活動に努めます。

### 目標指標

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
広報紙への啓発記事掲載	—	元	11	毎月

## 第4節 消 防

### 基本目標

- ◆消防体制の拡充、消防力の充実、消防水利の整備、自然水利の有効利用を図るとともに、通信連絡体制を確立します。
- ◆消防団員の資質の向上を図るとともに、待遇改善を行い、団員を確保します。
- ◆防火意識の高揚を図るとともに、自主防火組織を育成します。

### 計画の柱

- 消防体制の確立と消防車両・機材の整備
- 消防水利等の確保
- 通信連絡体制の確立
- 消防団員の資質の向上及び待遇改善
- 町職員の対応体制の整備
- 防火意識の高揚と自主防火組織の育成
- 広域的な消防体制の研究

### 計画内容

#### 1. 消防体制の確立と消防車両・機材の整備

○迅速な行動力を有する消防体制を確立するため、並びに複雑多様化する火災に対処するため、老朽化した消防屯所・消防車両及び消防機材の計画的な整備・更新を図ります。

##### 【主な事業】

- ・消防施設等整備事業
- ・消防資機材点検事業

## 2. 消防水利等の確保

- 大規模な山林火災などに対応するため、地域の実情を考慮して、消火栓・防火水槽の整備・更新を図るとともに、ため池・水路等の自然水利の調査確認に努めます。

### 【主な事業】

- ・消火栓整備・更新等

## 3. 通信連絡体制の確立

- 整備が完了したデジタル防災行政無線の同報系・移動系設備やタブレット端末の保守やシステム等の維持管理を実施し、通信連絡・放送体制の安定した運用をめざします。

## 4. 消防団員の資質の向上及び待遇改善

- 消防団員の拡充を図り、将来を見据え安定した体制づくりをめざします。
- 消防団員の研修を実施し、資質の向上を図るとともに、団員に係る危険性と負担を考慮した待遇改善に努めます。

### 【主な事業】

- ・消防団員の拡充
- ・消防団員資質向上事業

## 5. 町職員の対応体制の整備

- 火災発生時に迅速に対応できるよう町職員の訓練を行います。

## 6. 防火意識の高揚と自主防火組織の育成

- 町民の隣人相互の精神に基づき、自発的な地域住民の防火組織を助長・育成・強化し、防火活動が効果的に処理されるよう協力体制を確立します。

## 7. 広域的な消防体制の研究

- 高松市や玉野市との消防応援協定の維持継続と、広域的な消防体制の強化を研究します。

## 目標指標

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
消防団員数	人	元	131	145
消防屯所更新数	箇所	元	1	2
消防車両更新数	台	元	5	6
消防用小型ポンプ更新数	台	元	5	7



## 第5節 防災

### 基本目標

#### [治山・治水対策]

- ◆水路・砂防堰堤・老朽ため池など生活の基礎となる施設の整備を図り、水害・山崩れ・高潮などに生活を脅かされない安心して暮らせる施策を推進します。

#### [防災体制]

- ◆総合的かつ機能的な防災施設・体制の整備及び町民の防災意識の高揚の推進のため、国土強靱化地域計画、地域防災計画及び国民保護計画等の充実を図り、自然災害・有事等から町民の生命・財産を守るとともに被害を抑制できる体制整備に努めます。

### 計画の柱

#### [治山・治水対策]

- 治山対策

- 治水対策

#### [防災体制]

- 防災体制の強化

- 防災設備・物資及び資機材の整備・強化

- 防災意識の高揚と避難施設等の周知

### 計画内容

#### [治山・治水対策]

##### 1. 治山対策

- 急傾斜地対策に努めます。
- 砂防堰堤の建設を推進します。
- 山林火災等の跡地の生育状況調査及び点検を行います。

##### 2. 治水対策

- 水路の改修と維持管理に努めます。
- 老朽ため池の改修を図ります。
- 高波・高潮対策として海岸保全施設の整備を図ります。

## [防災体制]

### 3. 防災体制の強化

- 防災会議による国土強靱化地域計画、地域防災計画及び国民保護計画等を随時見直し、町民及び関係機関との協力体制の強化を図るとともに、災害の初期対応、二次災害の防止等有事に即応した災害対策活動ができる総合的かつ機能的な防災体制の強化に努めます。
- 災害による避難等の際の要支援者に対し、支援活動が効果的に行われるよう実行性のある体制強化に努めます。

### 4. 防災設備・物資及び資機材の整備・強化

- 緊急地震速報や有事情報について、速やかに町民及び町内外関係機関に伝達できる体制の強化を図ります。
- 大規模災害時における避難及び救援活動に対応するため、設備・物資等の計画的な整備・強化を図ります。

#### 【主な事業】

- ・防災体制整備事業

### 5. 防災意識の高揚と避難施設等の周知

- 広報活動の充実、防災訓練の実施など、あらゆる機会を通じて防災意識の高揚を図ります。また、避難場所・避難路の周知徹底を行い、町民の安全確保に努めます。
- 防災資機材の整備など、自主的な防災活動組織を強化し、防災活動が効果的に行われることにより、地震・津波・風水害その他の災害による被害の防止・軽減を図ります。

#### 【主な事業】

- ・防災意識高揚・啓発事業
- ・高潮・大雨等浸水対策事業
- ・民間住宅耐震対策支援事業

## 目標指標

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
急傾斜地崩壊対策事業の実施	箇所	元	2	1
備蓄食糧等の確保	食	元	4,000	4,600
備蓄倉庫の整備	箇所	元	3	4

## 主な関連計画

- ◇直島町国土強靱化地域計画【令和元年度～】
- ◇直島町地域防災計画（一般対策編）【令和元年度～】
- ◇直島町地域防災計画（震災対策編）【令和元年度～】
- ◇直島町地域防災計画（津波対策編）【令和元年度～】
- ◇直島町水防計画【平成27年度～】
- ◇直島町国民保護計画【平成25年度～】
- ◇直島町耐震改修促進計画【令和3～7年度】

－安心して暮らせるしまづくり－

## 第4章 めくもり島プラン

(健康・福祉分野)

第1節 健康・医療・保健衛生

第2節 子育て支援

第3節 高齢者福祉

第4節 障害者福祉

第5節 生活援護・社会保障

## 第1節 健康・医療・保健衛生

### 基本目標

#### [地域保健福祉活動]

- ◆積極的健康増進・発病予防・重病化予防事業を推進します。
- ◆障がいのある人への援助体制の強化とノーマライゼーションの実現をめざします。
- ◆医療・保健・福祉関係者の連携を強化します。
- ◆効率的なサービス提供のため、サービス拠点の整備、窓口の1本化、マンパワーの充実強化を図ります。

#### [保健衛生]

- ◆献血推進組織の育成・強化と献血者登録制度の充実等による献血対策を推進します。
- ◆犬害等の防止対策・犬の登録・狂犬病予防注射等の普及・啓発を図ります。
- ◆麻薬・覚醒剤等の薬物乱用の防止対策を推進します。

#### [医療サービス]

- ◆救急医療・重症な入院・手術等に対応するため、特に近隣の医療機関・医師会・消防署等との連携を密にします。
- ◆長期的な視野に立ち、直島町立診療所（ふれあい診療所）の安定運営に向けた体制づくりを行います。

### 計画の柱

#### [地域保健福祉活動]

- 地域特性の把握と健康度評価の実施
- 生活習慣病の発症予防（1次予防）の推進
- 重症化防止事業（2次予防、3次予防）の推進
- 在宅ケアの充実、強化
- マンパワーの充実と関係機関との連携

#### [保健衛生]

- 献血推進対策
- 犬害等の対策
- 薬物乱用防止対策

#### [医療サービス]

- 医療機関等との連携強化
- 直島町立診療所（ふれあい診療所）の安定運営
- 直島町立診療所（ふれあい診療所）の維持管理
- 救急搬送体制の整備

# 計画内容

---

## 〔地域保健福祉活動〕

### 1. 地域特性の把握と健康度評価の実施

- 死亡、疾病状況、地域医療に関するコスト、高齢者の状況など地域特性の把握に努めます。
- 地域特性を踏まえ健康度評価を行います。

### 2. 生活習慣病の発症予防（1次予防）の推進

- 健康教育の推進強化、健康診査の充実に努めます。
- 地域住民、地域組織を巻き込んだ「運動、栄養、休養、ふれあい」に関するイベントを推進します。

### 3. 重症化防止事業（2次予防、3次予防）の推進

- 健康相談により適切な医療につなげ、重症化を防止します。
- リハビリ教室の開催（生活習慣病に対する運動の推進－温水プールの利用促進、障がいのある人のADL（日常生活動作）向上維持のためのリハビリ教室）に努めます。
- ふれあい事業、生きがい対策事業の促進によって、閉じこもりの予防を推進します。

### 4. 在宅ケアの充実、強化

- 住み慣れた地域で在宅生活がおくれるよう、介護保険知識の普及と適切なサービスの利用促進に努めます。
- 障がい者支援サービスの充実に努めます。
- 介護予防教室、リハビリ教室を開催します。
- 精神障がい者を含む障がい者が差別を受けることなく、在宅生活がおくれるようノーマライゼーションに向けての知識啓発活動を推進します。

### 5. マンパワーの充実と関係機関との連携

- 介護保険サービス、保健福祉サービスを十分に受け、住み慣れた地域・自宅で暮らせるよう、サービス提供のためのマンパワー（理学療法士、保健師、管理栄養士、介護福祉士、ホームヘルパーなど）の確保に努めます。
- 効率的で質の高いサービスを確保するため、各職種の連携強化を図り、ケア会議を開催します。
- 医療機関・総合福祉センター・社会福祉協議会・老人福祉施設等と常に連携をとり、より良いサービス提供に努めます。

## [保健衛生]

### 6. 献血推進対策

- 献血についての意識の啓発に努めるとともに、地域・各種団体の協力体制を確立して献血運動を推進します。

### 7. 犬害等の対策

- 犬など愛玩動物の正しい飼い方を普及・啓発し、飼い主のモラルの向上を図ります。
- 犬の登録・狂犬病予防注射等の啓発を図ります。
- 猫の避妊・去勢手術費助成事業の充実を図ります。

#### 【主な事業】

- ・猫の避妊・去勢手術費用補助事業

### 8. 薬物乱用防止対策

- 麻薬・覚醒剤等の乱用による弊害をなくし、青少年の健全育成、住みよい地域をつくりま
- す。

## [医療サービス]

### 9. 医療機関等との連携強化

- 関係する医療機関・関係者の協力を得て、町民に対する医療サービスの向上に努めます。

### 10. 直島町立診療所（ふれあい診療所）の安定運営

- 地域医療の拠点である直島町立診療所（ふれあい診療所）の安定運営を推進します。

### 11. 直島町立診療所（ふれあい診療所）の維持管理

- 安心・安全な医療を提供するために機器更新及び施設補修等を計画的に行います。

#### 【主な事業】

- ・町立診療所整備事業

## 12. 救急搬送体制の整備

○救急搬送車・救急患者等輸送艇の整備、救急搬送員の確保など救急搬送体制の維持はもちろんのこと、民間委託も含めた救急搬送体制のあり方の研究・検討をします。

### 【主な事業】

- ・救急患者搬送業務

## 主な関連計画

◇いきいき直島食育ヘルスプラン 21【平成 29～令和 3 年度】

◇直島町立診療所消防計画【平成 13 年度～】



## 第2節 子育て支援

### 基本目標

#### [児童福祉]

- ◆心豊かに子育てをするためのネットワークづくり、環境整備を推進します。
- ◆すべての幼児・児童の健全な育成をめざし、子どもをとりまく環境の整備を図ります。
- ◆幼児学園における子育て支援の充実を図ります。
- ◆家庭・学校・地域が一体となった地域活動を展開します。

#### [ひとり親家庭福祉]

- ◆ひとり親家庭が健康で安定した自立生活が営めるよう、精神的・経済的援助対策を進めます。

### 計画の柱

#### [児童福祉]

- 子育て支援のための環境整備
- 出産・育児の奨励
- 乳幼児医療の充実
- 子ども医療の継続
- 児童相談の充実
- 地域活動への参加促進
- 高齢者の知識・経験の活用

#### [ひとり親家庭福祉]

- 指導・援助の推進
- 留守家庭の児童対策
- 母子・父子福祉団体の育成
- 福祉年金の充実
- 福祉資金の活用

# 計画内容

---

## 〔児童福祉〕

### 1. 子育て支援のための環境整備

- 早い時期での妊娠届と母子健康手帳の交付のための啓発を行います。
- 妊婦の健診・出産に係る負担軽減を図ります。
- 妊婦・乳幼児健診等の充実に努めます。
- 妊娠・出産・育児に対する正しい知識の普及を図るため、保健指導、健康相談、健康教育を実施します。
- 予防接種の充実に努めます。
- 育児サークルの育成に努めます。
- 子育て支援サポーターの育成に努めます。
- よりよい小児医療が受けられる環境整備を図ります。
- 働きながら子育てをする女性への支援を図るため、母性健康管理指導事項連絡カードの活用・保育制度の充実に努めます。
- 虐待防止のための支援ネットワークの充実に努めます。
- 子どもの心の不安を解消するための支援制度を整備します。
- 子どもの貧困状況を把握し、対策を検討します。
- 子育てと就労の両立を支援するため、放課後児童クラブ（直島ふれんどルーム）の充実に努めるとともに、病児・病後児保育利用料を助成します。
- 子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、3歳到達時まで、紙おむつや粉ミルクなどの育児用品に係る費用を助成します。
- 幼児学園における子育て支援のあり方の継続的な見直しと一層の充実に努めます。
- 子育てに対する不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、親子の交流の場の提供や子育てに対する相談等の充実に努めます。

#### 【主な事業】

- ・ 予防接種事業
- ・ ふれあい交流会等
- ・ 子ども巡回相談
- ・ 乳幼児健診等
- ・ 母子健診
- ・ 子育て支援事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 病児・病後児保育利用料助成
- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 一時保育事業

## 2. 出産・育児の奨励

- 少子化対策として出産・育児を奨励する出産奨励金の支給を継続実施します。
- 不妊治療費助成事業の充実に努めます。

### 【主な事業】

- ・ 出産奨励金
- ・ 不妊治療費助成事業

## 3. 乳幼児医療の充実

- 乳幼児医療費給付事業を継続実施します。

### 【主な事業】

- ・ 乳幼児医療費給付事業

## 4. 子ども医療の継続

- 小学生から高校生までの子どもを対象とした子ども医療費給付事業を継続実施します。

### 【主な事業】

- ・ 子ども医療費給付事業

## 5. 児童相談の充実

- カギッ子対策・貧困対策・児童相談を充実します。

## 6. 地域活動への参加促進

- 関係機関と連携して地域活動への住民参加を促進します。

## 7. 高齢者の知識・経験の活用

- 高齢者の知識・経験を学校外活動等に活用していきます。

### [ひとり親家庭福祉]

## 8. 指導・援助の推進

- ひとり親家庭に対する適切な指導・助言・援助を行います。

## 9. 留守家庭の児童対策

○幼・小・中・教育委員会・民生児童委員と連携し、留守家庭の児童対策を図ります。

## 10. 母子・父子福祉団体の育成

○母子・父子福祉団体の育成やボランティア活動の促進を図ります。

## 11. 福祉年金の充実

○年金制度・児童福祉手当の充実に努めます。

## 12. 福祉資金の活用

○福祉資金制度の適切な利用により生活の安定と向上を図ります。

## 目標指数

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
地域子育て支援拠点利用者数	人/日	元	4.9	8.0

## 主な関連計画

◇第2期直島町子ども・子育て支援事業計画【令和2～6年度】



## 第3節 高齢者福祉

### 基本目標

- ◆老人クラブ活動の強化、社会活動への参加等による生きがい対策の充実に努めます。
- ◆医療保健制度の改善促進、養護・特別養護老人ホームの広域施設の充実、在宅老人福祉対策の充実に努めます。

### 計画の柱

- 快適環境・生きがい対策
- 健康づくり対策
- 福祉施設対策
- 在宅福祉対策

### 計画内容

#### 1. 快適環境・生きがい対策

- 老人クラブの活動の充実と指導者の育成に努めます。
- シルバーカルチャー教室・いきいき健康交流会等の世代間、地域交流事業の充実に努めます。
- 高齢者の生きがいの充実や社会参加を促進するため、シルバー人材センター事業（高齢者就業機会確保事業）を実施します。
- 生涯学習の推進に努めます。

#### 2. 健康づくり対策

- 相談活動・リハビリテーションを推進します。
- 保健・医療の充実に努めます。
- 健康教育・食生活改善・訪問看護等の事業の充実に努め、元気 高齢者づくりを推進します。

### 3. 福祉施設対策

○総合福祉センターの設備の充実に努めるとともに、利用促進を図ります。

#### 【主な事業】

- ・総合福祉センター大規模改修

### 4. 在宅福祉対策

- ひとり暮らし高齢者等見守り支援事業を推進します。
- 相談・情報提供の充実に努めます。
- 緊急時支援体制の整備を図ります。
- デイサービス、在宅介護支援サービス、ショートステイ事業の充実に努めます。
- 給食サービスを促進します。
- ホームヘルプサービスの充実に努めます。
- 日常生活用具給付等を推進します。
- 生活福祉資金貸付事業の周知徹底と利用促進を図ります。
- 介護手当等の充実に努めます。
- 在宅介護者の研修・交流の促進を図ります。
- 社会福祉協議会の充実に努めます。
- 地域包括ケアシステムの充実に努めます。

#### 【主な事業】

- ・地域支援事業（ひとり暮らし高齢者等見守り支援事業）
- ・デイサービス事業
- ・訪問介護事業補助事業
- ・居宅介護支援事業
- ・予防訪問介護事業

## 主な関連計画

---

◇第9期高齢者保健福祉計画【令和3～5年度】

◇第8期介護保険事業計画【令和3～5年度】

## 第4節 障害者福祉

### 基本目標

- ◆心身障がい者（児）の予防と早期治療を推進するとともに、心身障がい者（児）をとりまく社会環境を改善します。
- ◆生活の維持・向上と社会参加の促進を図ります。
- ◆健康の保持・機能回復など援護対策を強化します。

### 計画の柱

- 予防・早期治療
- 相談・指導の充実
- 生活の安定と就労
- 障がい者施設の充実
- 在宅の対策
- 社会環境の改善
- 幼・小・中学校との連絡調整

### 計画内容

#### 1. 予防・早期治療

- 心身障がい者（児）の予防と早期療育を行う保健指導・健康教育の充実を図ります。

#### 2. 相談・指導の充実

- 相談事業をさらに充実し、相談・指導体制の拡充を図ります。

#### 3. 生活の安定と就労

- 障がい者への福祉手当・年金等の充実を図ります。
- 雇用の促進を図るため、企業等への啓発を行うとともに、障がい者の社会復帰・就労意欲の向上を図ります。

#### 4. 障がい者施設の充実

- 重度心身障がい者（児）の入所施設の整備拡充を県に要望します。

## 5. 在宅の対策

- 補装具交付等の制度の拡充を県に要望します。
- 重度心身障害者医療費給付事業の拡充を推進します。

### 【主な事業】

- ・ 重度身体障害者住宅整備補助事業

## 6. 社会環境の改善

- 町民の理解を得るため、啓発普及活動を推進します。

### 【主な事業】

- ・ 障がい者関係普及啓発
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 日中一時支援事業
- ・ 日常生活用具給付事業

## 7. 幼・小・中学校との連絡調整

- 幼・小・中・教育委員会・民生児童委員と連携を図ります。

## 主な関連計画

---

- ◇直島町障がい者基本計画（前期計画）【平成 29～令和 3 年度】
- ◇第 6 期障がい福祉計画【令和 3～5 年度】
- ◇第 2 期障がい児福祉計画【令和 3～5 年度】

### 「障害」「障がい」の表記について

本計画では、法令用語等で使用されている表記については「障害」、その他については「障がい」と表記しています。

## 第5節 生活援護・社会保障

### 基本目標

#### [生活援護]

◆低所得者が社会的に自立できるよう、適正な生活援護措置を講じます。

#### [国民健康保険]

◆財政の健全化、保険給付の適正化、被保険者意識の高揚を図ります。

◆国民健康保険事業の健全な運営を強く国に要望します。

#### [介護保険]

◆財政の健全化、保険給付の適正化、被保険者等意識の高揚を図り、介護保険事業の健全な運営を推進していきます。

### 計画の柱

#### [生活援護]

●生活の安定

●就労の確保

#### [国民健康保険]

●財政の健全化

●保険給付の適正化

●被保険者の意識の高揚

#### [介護保険]

●介護保険料負担の適正化

●給付費の適正化

●介護保険制度認識の高揚

●給付費通知の充実

●介護予防の推進

### 計画内容

#### [生活援護]

##### 1. 生活の安定

○要保護世帯等を早期に把握し、適切な指導・助言を行います。

○世帯更生資金や母子寡婦福祉資金等の活用により、生活の向上と経済的自立の促進に努めます。

○生活保護世帯に対するケースワーカーの指導を強化するとともに保護の適正化を図ります。

## 2. 就労の確保

- 公共職業安定所等関係機関との連携を密にしながら相談業務の充実、就労の確保に努めます。

### [国民健康保険]

## 3. 財政の健全化

- 国民健康保険税負担の適正化を図ります。
- 普通調整交付金・特別調整交付金等県補助金の活用を図ります。

## 4. 保険給付の適正化

- 被保険者の把握や早期の適用等被保険者の資格管理に努めます。
- 多受診者への適切な受診の指導、第三者行為の発見に努め、医療費の適正化を図ります。
- 特定健康診査等の実施により、病気の早期発見に努め、医療費の抑制を図ります。

### 【主な事業】

- ・ 特定健康診査等事業
- ・ 健康づくり推進事業

## 5. 被保険者の意識の高揚

- 広報等により制度の理解と健康管理の認識を高めます。
- 医療費通知、ジェネリック医薬品利用促進、差額通知を作成し、適正受診や普及に努めます。

### [介護保険]

## 6. 介護保険料負担の適正化

- 介護保険料負担の適正化を図ります。

## 7. 給付費の適正化

- 介護保険事業計画を策定するとともに、認定調査の公平・公正化を図り、給付費の適正化に努めます。

### 【主な事業】

- ・ 介護保険事業

## 8. 介護保険制度認識の高揚

○広報等により制度の認識を高めます。

## 9. 給付費通知の充実

○給付費の正しい認識を深めるため「給付費通知」を充実します。

## 10. 介護予防の推進

○地域支援事業（介護予防）を実施することにより、要介護状態となることの予防や、要介護状態となっても、状態がそれ以上悪化しないように心身の維持・改善を図ります。

【主な事業】

・介護予防アクア運動教室

## 目標指数

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
特定健康診査受診率	%	元	43.4	60.0

## 主な関連計画

- ◇直島町国民健康保険第2期データヘルス計画【平成30～令和5年度】
- ◇直島町第3期特定健康診査等実施計画【平成30～令和5年度】
- ◇第8期介護保険事業計画【令和3～5年度】

一人と活力を育むしまづくりー

## 第5章 かがやき島プラン

(教育・文化分野)

第1節 学校教育

第2節 生涯学習

第3節 生涯スポーツ

第4節 芸術・文化

第5節 国際交流

## 第1節 学校教育

### 基本目標

- ◆幼保連携型認定こども園における幼児教育・保育及び子育て支援の充実を図ります。
- ◆幼小中一貫教育の徹底を図り、その実効を上げます。
- ◆少人数指導を推進し、基礎学力の向上を図ります。
- ◆小規模校の特色を活かし、一人一人の適性と能力に応じた個性伸長の教育を推進します。
- ◆国際社会に生きる日本人としての資質を養う国際理解教育・英語教育を推進します。
- ◆いじめのない学校・園づくりを視野に入れた心の教育の充実を図ります。
- ◆環境問題の重要性への認識を深める環境教育を推進します。
- ◆教員配置の充実に努め、研修体制を整備します。
- ◆人権尊重の教育の充実を図ります。
- ◆就学を奨励し、特別支援教育の充実を図ります。
- ◆園児・児童・生徒の健全な成長のため、食育及び学校給食の充実を図ります。

### 計画の柱

- 就学前教育の充実
- 義務教育の充実
- 特別支援教育の充実

### 計画内容

#### 1. 就学前教育の充実

○幼保連携型認定こども園の教育・保育及び子育て支援の充実

社会環境の変化に伴い、幼児の心身の発達の早期化傾向や多様化がさらに進むと予想されます。また、男女共同参画社会の進展によって、幼児期における教育・保育や子育て支援が一層重要になってきています。

本町が全国に先がけて制度化した幼保一元化方式は、この分野における開拓者として、これまで高く評価されてきているところです。

一方、国においては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下「認定こども園法」）の一部改正により、認定こども園の類型の一つである幼保連携型認定こども園を学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設に改め、認可・指導監督を一本化しました。そして、内閣府・文部科学省・厚生労働省は、

平成 26 年 4 月に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を告示しました。これは、まさに国の政策が、本町が長年実践してきた制度に追いついてきたといっても過言ではありません。

そこで、これまで本町が長年培ってきた幼保一元化の成果を活かしつつ、「子ども・子育て支援法」及び「認定こども園法」の趣旨に則り、本町幼児教育の内容を一層充実させるために、次の諸事項を推進します。

- ア. 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を十分に踏まえた教育・保育の充実
- イ. 2号認定・3号認定の適正化
- ウ. 幼保連携型認定こども園の実効を上げるための保育教諭等の適正配置
- エ. 職員の長期在任に伴う弊害を防止するための積極的な組織改革及び研修等の充実
- オ. 子育て支援のあり方の継続的な見直しと一層の充実
- カ. PTA や家庭教育学級などを通じた若年保護者教育の推進
- キ. 保護者のニーズに応え、子ども一人一人に即した教育・保育を行うための職員配置

#### ○幼児学園の整備・充実

- ア. 自然と親しみ、たくましい体力と運動機能の基礎をつくる環境整備の推進
- イ. 幼児学園の施設を、より有効かつ効率的に運用するための見直しと整備
- ウ. 教材・遊具等の効果的かつ経済的な運用
- エ. 安全・安心な環境づくりの見直しと整備

#### 【主な事業】

- ・ 幼児学園整備事業

## 2. 義務教育の充実

本町の地理的条件から生じる閉鎖性等のマイナス面を排除し、義務教育において期待されている知育・徳育・体育の全領域で最大の効果が達成されるよう、次の諸項目を中心として推進します。

### ○幼小中一貫教育の一層の推進と各校・園の教育活動の充実

「直島の子どもたちにつけたい力」を明確にするとともに、それらを幼小中が共有し、具現化をめざして、幼小中の10余年を見通した継続性・系統性・一貫性のある教育をさらに充実します。また、幼小中が各校種の独自性を活かした日々の教育活動を工夫・充実します。

### ○英語教育と国際理解教育の充実

本町独自の伝統を持ち、大きな成果を上げてきた英語教育充実をめざした教育活動を継続・発展します。また、国際化・価値の多様化等に対応できる児童・生徒を育成するために、外国語指導助手（ALT）の効果的活用等を工夫します。

### ○基本的生活習慣の定着と道德教育の充実

学校・園の全教育活動を通じて、発達段階に応じた基本的生活習慣の定着を図ります。また、「いじめのない学校・園」づくりを視野に入れた心の教育の充実を図るとともに、学習指導要領改訂によって教科化された道德教育の推進を図ります。

### ○ICT（情報通信技術）機器の整備と効果的な活用

これからの時代に即応する教育機器の系統的な整備を推進し、効果的活用によって情報リテラシーの向上を図るなど、情報教育の推進を図ります。

### ○環境教育の推進

直島の子どもたちに環境問題の重要性を認識させ、島内清掃活動やごみ収集体験、緑化ボランティア等も取り入れて、環境教育の推進を図ります。

### ○健康・体力の向上と安全教育の充実

学校医・家庭との連携による児童・生徒の健康の保持・増進と体力向上のため、保健・体育活動の推進を図るとともに、安全教育の一層の充実を図ります。

### ○食育・学校給食の充実

望ましい食生活についての知識・理解を深めるとともに、望ましい食習慣を身につけさせるための指導を、家庭と協力し合いながら推進します。また、学校給食を通して食習慣を形成するとともに、栄養の改善及び健康増進を図ります。

○教職員の資質向上

長期的展望に基づく学校・園の管理運営体制を確立し、直島教育の実効を上げるために、教職員の資質向上と使命感の高揚を図ります。

○校舎・園舎における施設の整備・充実

校舎・園舎の非構造部材について耐震化を図り、子どもたちの安全を確保する外、施設の整備・充実を図ります。

【主な事業】

- ・小学校整備事業
- ・中学校整備事業
- ・中学校堅穴区画改修工事
- ・学校給食設備等整備事業
- ・教員宿舎整備事業

### 3. 特別支援教育の充実

○就学前の特別支援教育を推進するために、特別支援教育担当の保育士・教員（保育教諭）を配置します。

○特別支援教育を充実させるため、特別支援教育支援員の配置に努めます。また、必要に応じた施設・設備の充実を図ります。

## 主な関連計画

---

◇第2期直島町子ども・子育て支援事業計画【令和2～6年度】

◇直島町教育大綱【平成28年1月～】

◇直島町いじめ防止基本方針【平成28年4月1日～】

## 第2節 生涯学習

### 基本目標

- ◆指導体制の確立と社会教育団体の育成を図ります。
- ◆町民の生涯学習の場である社会教育施設の整備を図ります。
- ◆人権・同和教育の推進を図ります。
- ◆青少年の健全育成を図ります。
- ◆成人教育の振興・充実を図ります。
- ◆文化事業の振興・支援に努め、町民参加の文化活動を推進します。
- ◆放課後子ども教室（学校外活動）を、地域の実態やニーズに応じて充実します。

### 計画の柱

---

- 生涯学習体制の確立
- 社会教育施設の整備・充実
- 青少年教育の充実
- 成人教育の充実

### 計画内容

---

#### 1. 生涯学習体制の確立

##### ○指導体制の確立

社会教育の民間指導者・講師等の確保に努めます。

##### ○社会教育団体の育成

社会教育活動の中核となる社会教育団体の活性化を図るため、物心両面にわたる支援に努めます。また、課題となっている青年活動について、その活性化を図ります。

## 2. 社会教育施設の整備・充実

### ○公民館等の社会教育関連施設の整備

社会教育活動の拠点となる公民館等を、地域住民の生涯学習の場として、また、新しいコミュニティの核として、多様な機能を持つ施設として運用・整備します。

### ○公民館事業の拡充

公民館には、各種の学習活動や文化活動の要請に対処しうる教材・図書・機器・資料等を整備・充実します。また、公民館活動の母体となる青少年・女性及び高齢者層の組織の充実を図るほか、地域・職域、趣味・教養等を通じ、自主的な活動をするグループ等の育成にも努めます。

#### 【主な事業】

- ・公民館等各種補修工事

## 3. 青少年教育の充実

### ○青少年教育活動の充実

青少年の育成の段階に応じた手段と方法で、個人として、また社会の一員として人生に生きがいを見だし、物事を正しく判断する能力を養い、生涯を力強く生き抜くことのできる人づくりを目的に、次の諸項目を推進します。

- ア．子ども会活動を中心に、子どもたちの自主運営能力の育成を図るとともに、できるだけ多くの保護者らの活動や研修への積極的参加を働きかけます。
- イ．生涯学習時代にふさわしい学校外活動の充実を図ります。また、地域または文化活動等に基盤を置く青年グループを育成し、青年活動の活性化を図ります。

### ○相談・補導の充実

町民参加による青少年育成連絡協議会の組織強化を推進し、地域ぐるみでの非行防止活動を活性化し、健全育成の成果を上げるよう努めます。

#### ○学校外活動の充実

- ア. 学校外での児童・生徒の生活の充実を図るため、学校外活動を実施し、生涯学習の基礎づくりを行います。
- イ. 文化協会、体育協会等と連携を密に取って、学校外活動の指導者確保に努めます。

#### 【主な事業】

- ・ 青少年活動助成事業

### 4. 成人教育の充実

#### ○成人教育の積極的な振興

成人教育については、現在、公民館文化講座、シルバーカルチャー教室等で学習の機会を設けています。今後は、公民館講座のさらなる内容充実と各種団体の自主的活動の一層の促進を図り、成人教育の積極的な振興を推進します。

#### ○男女共同参画意識の高揚

働く女性の増加と、社会及び家庭における女性の地位の変化に伴い、地域・職場・家庭における女性の学習意欲の向上等には、めざましいものがあります。

これからの女性教育においては、これまでの家庭と女性の問題にとどまらず、広く経済・社会・文化等、多様な分野における各種学級や講座を開設し、学習意欲を満たしうる機会を設ける必要があります。またさらには、あらゆる機会を通じて、男女共同参画意識の高揚・啓発について充実を図っていきます。

#### ○高齢者教育の充実

高齢化社会で、楽しく、たくましく生活していくために、シルバーカルチャー教室等の各種講座を充実させるなどして学習の機会を拡充することにより、健康年齢を維持したり、生涯にわたって学習を続けたりする意欲の向上を図っていきます。さらには、高齢者の持つ貴重な経験と知恵を活かした社会参加を促進します。

#### 【主な事業】

- ・ 男女共同参画啓発事業

## 主な関連計画

◇直島町教育大綱【平成 28 年 1 月～】

◇直島町男女共同参画基本計画【平成 29～令和 8 年度】

## 第3節 生涯スポーツ

### 基本目標

◆町民各々の目的やライフスタイルに応じた生涯にわたる健全なスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

### 計画の柱

- スポーツ・レクリエーション施設の整備
- スポーツ・レクリエーションの普及と振興

### 計画内容

#### 1. スポーツ・レクリエーション施設の整備

○現有施設の整備・充実

現有施設を整備・充実し、スポーツ・レクリエーション活動に効果的に活用できるものとなるよう努めます。

○学校体育施設の整備

学校体育施設の整備・充実を進め、社会体育への施設開放によって、その効果的利用を図ります。

○直島ホールの効果的運用

直島ホールが、多くの町民に効果的に活用してもらえるよう、設備や利用規定等を整備し、広報・周知等に努めます。

#### 【主な事業】

- ・ 体育施設整備等事業

## 2. スポーツ・レクリエーションの普及と振興

### ○スポーツに関する意識の啓発とプログラムサービスの徹底

町民の多様化するニーズに応えるため、スポーツに関する意識の啓発とプログラムサービスを徹底して、参加の促進を図ります。

### ○指導者の育成と資質の向上

スポーツ団体の育成については、町体育協会をはじめ、体力づくり関係団体、その他のスポーツ団体が、より自主的に運営できるよう指導者講習会・研修会等を開催して、指導者の育成と資質の向上を図ります。

### ○スポーツ教室等の開催

スポーツ人口の増加と、地域の各種対象者層に適した種目のスポーツ普及を図るため、初心者向けスポーツ教室・講座・講習会等を積極的に開催します。

### ○コミュニティづくりの促進

地域におけるスポーツ・レクリエーションの振興を図り、スポーツを通してコミュニティづくりを推進します。

### ○町民体育祭の開催

幼小中合同運動会との連携を図りつつ、スポーツ推進委員等の協力を得て町民体育祭を開催し、まちおこしに寄与します。

### ○近隣市町とのスポーツ交流の推進

近隣の市町とのスポーツ交流を推進し、スポーツ・レクリエーションを通して、よりよい地域づくりに寄与します。

### ○ミズノ株式会社との連携協力協定の推進

教育・研究・文化の振興、人材育成・スポーツ振興・社会貢献等の分野における発展と充実のために平成30年3月に締結した協定を、今後は観光資源を有効活用したイベントの実施、町民の健康増進・スポーツ振興連携事業の充実など、さらに積極的に推進します。

#### 【主な事業】

- ・ 体育協会助成事業
- ・ スポーツ少年団助成事業
- ・ 香川県地域密着型スポーツ活用協議会負担金

## 目標指標

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
スポーツイベント開催（ウォーキング等）	回	元	2	3
指導者講習会の開催	回	元	0	1
スポーツ教室等の開催	回	元	4	3

## 主な関連計画

◇直島町教育大綱【平成28年1月～】



## 第4節 芸術・文化

### 基本目標

- ◆芸術・文化の振興を図るため、芸術・文化関係の諸行事を計画的に実施するとともに、後継者対策を重点課題とし、文化団体の育成・助成や施設の整備等を図ります。
- ◆文化財の調査・保存・管理と、その公開・活用に努めます。

### 計画の柱

- 地域文化の振興
- 地域を取り込んだ芸術活動の促進
- 文化財の保護

### 計画内容

#### 1. 地域文化の振興

○町民の活動の基盤となる直島ホール等の文化施設の整備・充実、文化諸行事の実施、指導者の確保や後継者の育成に努めるとともに、町民の文化活動への自主的参加を促進し、より活性化させるため、町文化協会等の団体の活動を支援します。

#### 【主な事業】

- ・文化協会助成事業
- ・つつじ太鼓振興助成事業
- ・女文楽補助事業
- ・三味線・浄瑠璃育成助成事業
- ・郷土芸能文化助成事業

#### 2. 地域を取り込んだ芸術活動の促進

○芸術・文化の担い手は、一人一人の町民であることを踏まえ、幼少時から芸術・文化と出会い、ふれあえる環境を活かして、地域を取り込んだ芸術活動等について、町民・企業・行政が一体となって取り組みます。

### 3. 文化財の保護

- 町民の歴史的な共有財産である文化財の実態を把握し、町指定等による保存と管理に努めるとともに、公開展示して、郷土の新しい文化創造の資料として活用します。
- 社会教育施設・文化施設の整備計画等と総合的な調整を行い、埋蔵文化財・民俗資料等の収蔵庫及び展示のための施設整備を推進します。

#### 【主な事業】

- ・町指定文化財各所補修

## 主な関連計画

◇直島町教育大綱【平成 28 年 1 月～】



## 第5節 国際交流

### 基本目標

- ◆国際交流についての情報の収集及び提供を行い、時代や地域のニーズに合わせた国際社会に対応していくための地域づくりを推進します。
- ◆姉妹都市との芸術・文化・人物による多様な国際交流を推進します。

### 計画の柱

- 国際交流のための環境の整備
- 多様な国際交流の推進

### 計画内容

#### 1. 国際交流のための環境の整備

- 町民に向けて、国際理解推進のための意識啓発を推進します。
- 外国人に向けてだけでなく、子どもたちの外国語教育の一環として、案内板・標識・パンフレット等の外国語併記を検討します。
- 直島町国際交流推進協議会が企画・立案する諸行事等を実施・充実させることによって、地域の伝統や文化等を理解する意識・態度を育成するとともに、小・中・高・一般という幅広い世代に対して、国際感覚豊かな人材育成を推進します。

#### 2. 多様な国際交流の推進

- 小・中学生に対する外国語指導助手（ALT）による英語教育に加え、青壮年や高齢者との交流を大切にして、異文化や言語、多様な価値観に対する理解を深め、新鮮な感覚を持った人材の育成を図ります。
- 直島町国際交流推進協議会が中心となって、次の事業等を計画・実施します。
  - ア. Naoshima EGG による英語ガイド活動、事前開催する英語ガイド養成講座を計画的に実施し、その充実を図ります。
  - イ. 直島町が長年積み重ねて実績を残してきた英語教育の集大成として、中学・高校生の海外研修を企画・実施します。
  - ウ. 海外からの観光客増加に対応するため、「おもてなし English」の活動が広く町民にまで広がるよう、企画・推進に努めます。

○新しい国際交流や地域交流を始めるための調査・研究を検討するとともに、それらの推進に対して、最大限の支援を行います。

【主な事業】

- ・国際交流推進協議会事業

## 主な関連計画

◇直島町教育大綱【平成 28 年 1 月～】



一人と活力を育むしまづくり

## 第6章 にぎわい島プラン

(産業・活力分野)

第1節 農林業

第2節 水産業

第3節 商工業

第4節 観光

第5節 若者定住

## 第1節 農林業

### 基本目標

- ◆農地環境の保全に努めます。
- ◆農地利用状況調査を実施し、遊休農地の状況把握に努めます。
- ◆保安等の見地から、風土にあった樹種の選定と計画的な造林を推進し、森林資源の保全を図ります。

### 計画の柱

- 農業の振興
- 林業の振興

### 計画内容

#### 1. 農業の振興

- 遊休農地の有効利用を図ります。
- 農道・用排水路・ため池等農業施設の改良等を実施します。
- 農業の発展のため、調査・研究・研修会の実施を図ります。
- 農作物被害防止のため、有害鳥獣駆除対策を実施します。

#### 【主な事業】

- ・農道・水路修繕事業
- ・ため池維持管理
- ・有害鳥獣対策事業
- ・イノシシ被害対策事業補助事業
- ・狩猟免許取得費補助事業

## 2. 林業の振興

- 森林保全のため、枯松の伐倒事業等を積極的に推進するとともに、健康な松を守るため、樹幹注入を実施し、自然景観の保全を図ります。
- 保安・防災対策等の見地から、計画的造林と資源の保全を図ります。

### 【主な事業】

- ・松くい虫防除事業
- ・危険木伐倒事業

## 目標指標

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
イノシシの捕獲	頭/年	元	101	70
枯松等を伐倒	m <sup>3</sup> /年	元	5.0	1.0

## 主な関連計画

- ◇直島町森林整備計画【平成28～令和8年度】
- ◇直島町鳥獣被害防止計画【令和3～5年度】

## 第2節 水産業

### 基本目標

- ◆漁場の改良・整備を行うとともに、漁港機能の充実、陸上処理施設等の整備を推進し漁業の近代化を図ります。
- ◆計画的養殖漁業によって漁業経営の安定を図ります。
- ◆水質保全対策を強化し、漁場の保護を推進します。
- ◆意欲と能力のある担い手の確保・育成のため、就労環境の整備や指導・情報提供を強化します。

### 計画の柱

- 漁場の改良・整備と魚礁の整備
- 漁港機能の充実
- 陸上処理施設の改良・整備
- 養殖漁業の推進
- 融資制度の充実
- 水質保全・管理の推進

### 計画内容

#### 1. 漁場の改良・整備と魚礁の整備

- 直島漁業協同組合等を中心として、漁業経営構造改善事業に取り組み、漁場の改良・整備を進め、漁場の確保と拡大を図ります。

#### 【主な事業】

- ・水産業活性化事業

## 2. 漁港機能の充実

○漁港の改良・整備を進め、漁港機能の充実を図ります。

【主な事業】

- ・漁港整備事業

## 3. 陸上処理施設の改良・整備

○陸上処理施設の改良・整備を進め、漁業経営の近代化を図ります。

## 4. 養殖漁業の推進

○養殖漁業等の発展のため、調査・研究・研修会等の実施を図ります。

【主な事業】

- ・水産業活性化事業（水産振興助成）

## 5. 融資制度の充実

○計画的な養殖漁業に努め、既存の融資制度を充実し、経営の安定を図ります。

## 6. 水質保全・管理の推進

○直島漁業協同組合等を中心に「海をきれいにする運動」を展開し、漁場の保護に努めます。

【主な事業】

- ・海底堆積ゴミ回収事業

## 第3節 商工業

### 基本目標

- ◆商業活動の活発化、経営指導の強化並びに融資制度の活用、大資本小売店に対抗できる体制の強化を図るとともに、町内で購入できる商品は町内で購入する運動を推進し、その安定を図ります。
- ◆増加する来島者に対応して、特産品や郷土料理の開発及び販売促進等についての調査・研究を進めます。
- ◆企業の発展と連動して町民生活の向上を図るため、新企業の誘致に取り組むとともに、環境産業の支援に努めます。
- ◆地元中小企業の育成・強化を図ります。

### 計画の柱

- 商業の振興
- 工業の振興

### 計画内容

#### 1. 商業の振興

- 商工会との連絡調整を密にし、継続して助成を行うことにより、町内事業者の活性化を図り、商工会会員数を維持します。
- 来島者の満足度を上げるため、店舗等を経営する商工会会員を対象とした接遇研修を実施します。
- 経営指導の強化、融資制度の充実等により、大資本の小売店等に対抗できる体制の強化を図ります。
- 町内における購買運動を推進するためのPR活動を行います。
- 郷土料理、特産品について、開発・販売促進に向けた調査・研究のあり方を検討します。

#### 【主な事業】

- ・商工業活性化事業

## 2. 工業の振興

- 町の発展と町民生活の安定を図るため、既存企業と緊密な連携を図り、企業の発展に協力します。
- 企業誘致に取り組むとともに、環境産業の支援、地元中小企業の育成・強化に努めます。

**【主な事業】**

- ・社宅整備費用助成事業

## 目標指標

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
セーフティネット保証制度の活用	件	元	3	5
町内商店数（商工会加入件数）	件	元	141	150

## 第4節 観光

### 基本目標

- ◆恵まれた自然・歴史的風土を活かしながら、つり公園・つつじ荘を中心とした既存施設の整備を進めるとともに、受け入れ体制・サービス機能の充実を図ります。
- ◆ベネッセアートサイト直島との連携を強化し、瀬戸内国際芸術祭など官民一体となったイベントや観光事業を推進します。

### 計画の柱

- 既存施設の整備・充実
- 受け入れ体制の整備

### 計画内容

#### 1. 既存施設の整備・充実

- 恵まれた自然や歴史的風土を活かしながら、既存施設であるつり公園・つつじ荘を計画的に整備していくことで利便性を向上し、利用者の増加に繋がります。
- ベネッセアートサイト直島や県との連携を強化し、各種イベントの充実を図ることで町内の賑わいを創出します。

#### 【主な事業】

- ・つり公園整備事業
- ・観光施設整備事業

## 2. 受け入れ体制の整備

- 受け入れ体制や関連施設の整備に努め、交流人口の拡充を図ります。
- 適切な観光情報を提供するとともに、多言語にも対応した媒体の作成を推進します。
- 案内看板の多言語表記やWi-Fiスポットの整備など、外国人観光客に対する受入体制の強化を図ります。

### 【主な事業】

- ・観光PR事業
- ・赤かぼちゃ塗装補修工事
- ・直島パヴィリオン塗装補修工事
- ・観光施設整備事業
- ・観光活性化事業

## 目標指標

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年		令和6年
観光客入込数（暦年調査）	万人	元	約 75	約 75



直島パヴィリオン  
所有者：直島町  
設計：藤本壮介建築設計事務所

## 第5節 若者定住

### 基本目標

- ◆地域活性化の主たる担い手となる若者の定住化を促進するため、町内に若者の雇用の場を確保します。
- ◆若者が異性と出会える場を提供し、結婚促進事業を推進します。

### 計画の柱

- 雇用の場の確保
- 移住希望者等に対する空き家等の情報の提供
- 男女交流イベントの開催

### 計画内容

#### 1. 雇用の場の確保

- 既存企業や地場産業の育成とともに、新企業の誘致に取り組み、若者に魅力のある雇用の場を確保します。

#### 2. 移住希望者等に対する空き家等の情報の提供

- 空き家・空き地物件や求人情報など、定住化に関する必要な情報を随時提供します。
- 移住希望者向けに、直島町での生活を体験してもらうための施設について充実を図ります。

#### 【主な事業】

- ・民間賃貸住宅借上料等支援補助事業

### 3. 男女交流イベントの開催

- 「直島出会い隊」による、独身男女が気軽に参加できるカップリングパーティーを年に2回開催します。また、これ以外にも男女の出会いの場を増やすため結婚促進事業を推進していきます。

**【主な事業】**

- ・結婚対策促進事業

## 目標指標

指 標	単 位	現 状		目 標
		(令和)年度		令和6年度
移住者数（年間）	人	元	96	100
イベント1回におけるカップリング数	組	元	5	5

－未来につながるしまづくり－

## **第7章 はばたき島プラン**

(行財政運営分野)

**第1節 広報・広聴**

**第2節 コミュニティ**

**第3節 人権・同和**

**第4節 行財政**

**第5節 広域行政**

**第6節 離島振興・過疎対策**

## 第1節 広報・広聴

### 基本目標

- ◆町民の自治意識の高揚と積極的なまちづくりへの参加を進めるため、広報活動の充実を図ります。
- ◆町民の町民による町民のためのまちづくりを進めるため、広聴活動の充実を図ります。

### 計画の柱

- 広報活動の充実
- 広聴活動の充実

### 計画内容

#### 1. 広報活動の充実

- タブレット端末を活用した行政情報通信サービス「ふれあい通信なおしま」は、音声、文字、画像を用いて詳しく分かりやすい安定した情報配信に努めるとともに、利用者の利便性を向上させる機能の拡充を検討します。
- 広報なおしまは、ページ数の増量や内面カラー印刷の多用などにより、読みやすく分かりやすい紙面づくりに努め、内容の充実を図ります。
- テレビ・新聞・電話（携帯電話、スマートフォンを含む）・ファックス・インターネット（ホームページ）・電子メール・電光掲示板、ふれあい通信なおしま等様々な情報メディアを有効に利用し、町民が必要とする情報がいつでも利用できる体制づくりを図ります。併せて、紙ベースの情報伝達（広報紙）から電子データの情報伝達への移行を検討していきます。

#### 【主な事業】

- ・行政情報通信サービス事業
- ・地域情報化推進事業

## 2. 広聴活動の充実

- 行政相談並びに各種専門相談の充実に努めるとともに、町民の悩みごと・トラブルの解消に適切な助言と必要な情報を提供することにより、相談内容の速やかな対処を図ります。
- なおしま未来ボックス、町政ふれあい会議等を実施することにより、町民の町政に対する関心を深め、意見要望を積極的に把握し、今後の町政に反映させます。



## 第2節 コミュニティ

### 基本目標

- ◆地域の自主的な組織を核としながら活発な地域活動を促進し、町民の総ぐるみによる人づくり・まちづくり体制を推進します。

### 計画の柱

- 自治意識の高揚
- 地域活動の活性化
- 地域施設の充実

### 計画内容

#### 1. 自治意識の高揚

- 自主的な地域活動の育成や若者の参加を促すために、コミュニティ活動についての関心と理解を深めることができるよう、町広報紙等により幅広い情報の提供を行うなど、町民意識の高揚を図ります。

#### 2. 地域活動の活性化

- 連合自治会等の地域活動団体による行事や啓発活動を促進し、新たなまちづくり活動を積極的に支援します。
- 地域を単位とした団体等の地域コミュニティ活動の支援や町民自らが主体となって進めるまちづくり活動の活性化を図るため、活動について支援します。

#### 【主な事業】

- ・みんなのまちづくり事業

### 3. 地域施設の充実

○地域活動の中心となる自治集会施設の整備・充実を進めるとともに、既存施設の効果的な活用を検討します。

#### 【主な事業】

- ・ 町民会館改修事業
- ・ 集会所等整備事業
- ・ 地域づくり人材育成センター改修事業



直島ホール  
所有者：直島町  
設計：三分一博志建築設計事務所

## 第3節 人権・同和

### 基本目標

- ◆町民の人権・同和問題に対する正しい理解を深め、人権・同和問題の真の解決をめざします。
- ◆人権・同和教育を推進します。
- ◆地区住民の自立意欲の助長と生活の安定・向上等を図ります。

### 計画の柱

- 啓発活動の推進
- 人権・同和教育の推進
- 地区住民の生活の安定と向上

### 計画内容

#### 1. 啓発活動の推進

○人権・同和問題に対する正しい理解を深めるため、啓発活動を継続的に推進します。

【主な事業】

- ・人権同和問題啓発事業

#### 2. 人権・同和教育の推進

○関係機関と連携し、あらゆる機会・場所を通じて、基本的人権を尊重する意識の普及と徹底を図るため、人権・同和教育を推進します。

【主な事業】

- ・人権同和教育講演会事業

### 3. 地区住民の生活の安定と向上

- 生活環境の改善に努めます。
- 産業・経済対策を推進します。
- 社会福祉・保健対策を推進します。

【主な事業】

- ・ 同和対策家賃補助事業

## 主な関連計画

---

- ◇第5期直島町人権・同和対策総合計画【平成29～令和3年度】
- ◇直島町人権教育・啓発に関する基本計画【平成16年度～】
- ◇人権教育のための国連10年直島町行動計画【平成11年度～】

## 第4節 行財政

### 基本目標

- ◆複雑化・専門化する行政需要に対応して、課の再編・分担事務の見直しなど行政組織の整備を図ります。
- ◆職員の資質の向上に努めるとともに、総合的・計画的な人事管理の確立を図ります。
- ◆高度情報通信ネットワークを整備し、事務の効率化を図ります。

### 計画の柱

- 行政組織の整備
- 総合的・計画的な人事管理
- 事務の効率化
- 情報セキュリティ対策の強化
- 健全な財政運営の推進

### 計画内容

#### 1. 行政組織の整備

- 行政需要の変化や新しい行政課題、地方分権の推進等に対応するため、定期的に課ごとの分担事務の点検・見直しを行い、より合理的に事務処理が行えるよう組織の整理・再編を進めます。
- 行政の総合性・統一性を確保するため、職制ごとや課題別の連絡会等を開催して各課の連絡・連携を密にするとともに、重要な施策についてはプロジェクトチーム方式により推進するなど、企画調整機能の充実を図ります。

#### 2. 総合的・計画的な人事管理

- 行政サービスの人的要素である職員がその能力を十分に発揮できるよう、総合的かつ計画的な職員配置を行うとともに、男女平等の観点から積極的に女性の採用・登用を行います。
- 昨今の地方自治体を取り巻く社会情勢は急激に変化しており、自治体の果たすべき役割は、ますます高度化・多様化しています。この状況下において、様々な政策課題に対し、限られた人員の中で職員の能力を最大限活用し、効率かつ最大の行政効果を実現することを求められています。また、地方公務員法の改正により、人事評価制度が法律上の制度として導入されていることから、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、個々の職員に求められる政策形成能力、職務執行能力、対人能力、意識改革など総合的な資質の向上を図ります。

### 3. 事務の効率化

- ICT機器の積極的な導入と有効利用を図るためには、管理職員を筆頭に職員全体の意識の向上が必要であるため、様々な機会を捉えて職員に対する啓発と研修を実施します。
- 行政手続きのデジタル化など、行政サービスの向上と事務の効率化を図るには、ICT技術の高度利用が必要不可欠であることから、高度情報通信ネットワークを整備します。

#### 【主な事業】

- ・住民基本台帳ネットワークシステム整備事業
- ・戸籍システム整備事業
- ・財務会計システム等導入事業
- ・電子自治体構築関連事業
- ・庁内電算システムの充実による行政の近代化事業
- ・社会保障・税番号制度システム整備事業

### 4. 情報セキュリティ対策の強化

- 近年、国レベルにおいては、ビッグデータの活用が推奨されている中、行政の分野においても個人情報の利用がますます進展していくことは確実であり、個人のプライバシーや情報の流出防止等セキュリティ対策の強化を図るとともに、情報の公開と併せて、行政文書の管理・保存体制の強化を行います。

### 5. 健全な財政運営の推進

- 最小の経費で最大の効果をあげることは重要課題ですが、同時に町民ニーズの複雑化・多様化への対応も欠かすことのできないものであるため、バランスの取れた行財政改革を推進し、限られた財源を重点的、効果的に配分し、健全な財政運営に努めます。

#### 【主な事業】

- ・庁舎改修事業
- ・職員住宅各所補修等事業
- ・財務諸表作成支援事業
- ・直島応援寄附金記念品事業

## 第5節 広域行政

### 基本目標

- ◆瀬戸・高松広域連携中枢都市圏など広域行政組織との連携のあり方を県等の指導を受けながら再検討し、より効果的な方法でその推進を図ります。

### 計画の柱

- 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の連携強化
- 玉野市との連携強化

### 計画内容

#### 1. 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の連携強化

- 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏（本町の他、高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、綾川町）の将来像の実現に向け、圏域内の市町と連携・協力を行います。

##### 【主な事業】

- ・連携中枢都市圏移動図書館事業
- ・連携中枢都市圏試合観戦招待事業
- ・ふるさと納税に係る共通返礼品事業

#### 2. 玉野市との連携強化

- 現在の玉野市・直島町連絡協議会の内容を充実し、友好・協力関係を維持・発展します。
- 東備讃瀬戸観光懇談会など広範囲にわたる連携を強化します。
- 玉野市・直島町双方にメリットのある連携の強化策として、祭りやスポーツ大会など実現可能なイベントを支援及び情報交換し、より緊密で息の長い連携を実現します。

##### 【主な事業】

- ・玉野市図書館貸出業務事業

## 第6節 離島振興・過疎対策

### 基本目標

- ◆町の活性化を図るため、長期的な展望に立ち、各島、各地域の実情に即して策定された離島振興計画並びに過疎地域自立促進計画を推進・調整します。
- ◆離島振興計画に基づき、離島振興事業を効果的に実施します。
- ◆過疎地域自立促進計画に基づき、過疎対策事業を効果的に実施します。

### 計画の柱

- 離島振興計画の推進・調整
- 離島振興事業の実施
- 過疎地域自立促進計画の推進・調整
- 過疎対策事業の実施

### 計画内容

#### 1. 離島振興計画の推進・調整

- 各島の町民の意向を十分に調査・把握し、開発・整備の指針となる離島振興計画を推進・調整します。

#### 2. 離島振興事業の実施

- 離島振興計画に基づき、離島振興事業を実施します。また、事業の実施に関して、積極的に補助金の活用を行います。

##### 【主な事業】

- ・使用済自動車等海上輸送費補助事業
- ・高等学校生徒通学航路費等補助事業
- ・離島活性化交付金事業

#### 3. 過疎地域自立促進計画の推進・調整

- 地域住民の意向を十分に調査・把握し、開発・整備の指針となる過疎地域自立促進計画を推進・調整します。

#### 4. 過疎対策事業の実施

○過疎地域自立促進計画に基づき、生活環境基盤整備などの過疎対策事業を実施します。

### 主な関連計画

---

- ◇直島町離島振興計画【平成 25～令和 4 年度】
- ◇直島町過疎地域自立促進計画【令和 3～7 年度】

第4次直島町総合計画

# 資料編



## ◇用語説明

### あ行

#### アクセス

接続、つながり。

#### インターネット

世界中の数百万台のコンピュータが接続され、数千万人が利用する世界最大のコンピュータ・ネットワークのこと。

#### エコタウン事業

ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることをめざす「ゼロ・エミッション構想」を地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置づけ、併せて、地域振興の基軸として推進することにより、先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的として、平成9年度に創設された制度。

### か行

#### 合併浄化槽

し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。

#### 危機管理

想定され得る危機に対する備えや対応などの管理のこと。

#### 交通バリアフリー法

2000年に施行され、10年後までに1日5千人以上の利用者がある駅や空港などでバリアフリー化を進めることを目標に掲げた。駅では、JRなど交通事業者が行う場合と、自治体が都市整備などの一環として行う場合がある。

#### コミュニケーション

社会生活を営む人間が互いに意思や感情、思考を伝達し合うこと。

#### コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。

# さ行

## 生涯学習

生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を評価することができること。

## 少子化

子供を産む親世代の減少や出生率の低下により、子供の数が減少すること。

## 少子高齢化

少子化と高齢化（高齢者がふえること）が併行して進むこと。

## 情報通信技術

情報・通信に関連する技術一般の総称。

## 食育

様々な経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるようにすること。

## シルバー人材センター

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域毎に1つずつ設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う公益社団法人。

## 新エネルギー

電気など、石油に代わるエネルギーのこと。

## ストックヤード

再利用や再生利用を目的とした再資源可能物を搬出するまでの間、それらを一時的に保管する倉庫などの施設。

## スマートフォン

パーソナルコンピュータの特徴が取り入れられている多機能携帯電話。

## 生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群。

## ソフト事業

サービスなどの役務（形として残らない物）を提供する業務。

## た行

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

### 地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

## な行

### ニーズ

必要、要求、要望のこと。

### ネットワーク

人間や組織等の社会的なつながりや有線通信または無線通信による通信網等のこと。

### ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

## は行

### 排水ポンプ場

大雨等により水路の水位が上昇した場合に、雨水を海域に放流し浸水を防止するもの。

### パートナーシップ

友好的な協力関係のこと。

### ビジョン

将来の見通し。構想。未来像。

### 不法投棄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して、処分場以外に廃棄物を投棄すること。

### フロン類

炭素と水素の他、フッ素・塩素・臭素などのハロゲンを多く含む化合物の総称。

### ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

### ホームページ

インターネット上で情報を提供する形式の1つ。ウェブページのこと。

## ま行

### マルチメディア

複数の種類の情報をひとまとめにして扱うメディアのこと。一般的には映像や音楽など動的コンテンツを含むイメージで捉えられることが多い。

### モラル

道徳。倫理。人生・社会に対する精神的態度。

## や行

### 幼保一元化

幼稚園（の機能）と保育所（の機能）を一元化・一体化すること。

## ら行

### ライフスタイル

生活の様式や価値観。

### リサイクル

本来は再循環を指し、製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。

### リハビリテーション

単なる機能回復ではなく、人間らしく生きる権利の回復や自分らしく生きるために行われるすべての活動。

### レクリエーション

仕事や勉強の疲れをいやすための休養や気晴し。またそのために行われる様々な活動。

### ローリング方式

経営環境の変化に応じて、 每期（毎年度）計画を見直す方式。

## 英字

### ICT

情報（information）や通信（communication）に関する技術（Technology）の総称。



## 第4次直島町総合計画後期基本計画

---

令和3年3月

編集：直島町役場 まちづくり観光課

発行：直島町

〒761-3110

香川県香川郡直島町1122番地1

TEL 087-892-2020

FAX 087-892-3888

